

得治君がまた、同月八日、亀田得治君が辞任せられ、その補欠として北村暢君が、同月十日、渡谷邦彦君が辞任せられ、その補欠として鬼木勝利君が、十二月十三日、多田省吾君が辞任せられ、その補欠として柏原ヤス君が、本日、船田謙君、館哲二君、石原幹市郎君が辞任せられ、その補欠として吉江勝保君、青田源太郎君、田村賢作君がそれぞれ選任せられました。

のがあります。よつて本法律によりまして、これらの人々の処遇改善をはかるため特別の措置を講じ、あわせて貯等年金受給者についてもその年金額が現在きわめて少額で受給者の大部分はわずか数十円という低額のものでありますので、これが改善措置を行なおうとするものであります。

○政府委員(岩倉規夫君) 本法案によります旧金
璵勲章年金受給者の生存推定数は、昭和三十八年
一月一日現在八千八百三十二名でござります。
なお、勲等年金の受給者は十七名でございます。
○柴田栄君 本法律案による所要経費はどのくら
いになりますか。

本法案の要旨を申し上げます。
旧金鶴勲章年金受給者については、昭和三十八年四月一日において日本国籍を有する者に對しまして、旧制の功級による區別なく、十万円の一時金を特別措置として支給しようとするもので、その認定はこれを受けようとする者の請求に基づきまして、内閣総理大臣が行なうこととしたておられます。
勲等年金受給者については、昭和二十一年三月

○政府委員(岩倉規夫君) 旧金鶴勲章年金のもと受給者八千八百三十一名に対しまして十万円。十七名の勲等年金受給者に対しても三万円。合計いたしますると、八億八千三百六十一万円ということになつております。

○柴田栄君 政府はどのような予算措置を講ずるお考えでございましようか。

○政府委員(上村千一郎君) ただいま賞勲局長から御説明申し上げましたように、旧金鶴勲章関係者が八千八百三十一名。そういう勲等年金受給者が

○千葉県柏市大室地区の陸上自衛隊ホーク・ミサイル基地建設反対に関する請願（第二四八号）
（第二四九号）（第六〇一号）（第六〇三号）（第六〇四号）（第六〇五号）

されでは衆議院議員伊能繁次郎君の説明を聽取いたします。衆議院議員伊能繁次郎君。

○衆議院議員(伊能繁次郎君) ただいま議題となつました日勲章年金受給者に関する特別措置法案につきまして、その提案の理由及び要旨を御説明申上げます。

三十日内閣表示第九号により勲等年金を支給する旨の通知を受けた者で昭和四十一年七月一日においてその支給を受けることができる者に対しまして、一時金として三万円を支給することといたしております。

者が八千八百三十一名。それから勲等年金関係が十七名でございます。で、御説明申し上げましたように、八千八百三十一名に対しましてところの十万円、八億八千三百十万元。それから十七人分につきましての三万円、五十一万円。計八億八千三百六十一万円でございます。これに所要の事務

- 傷病慰給等の不均衡是正に関する請願（第三二七号）
- 戦没者遺族の待遇改善に関する請願（第六一六二号）
- 公務員賃金の大軒引き上げ表現に関する請願（第六一六三号）（第六一六〇八号）

旧金額算定年金令が明治二十七年勅令第百七十三号によつて制定せられましたことは御承知のことおりであります。その後この年金令は昭和十六年に至り勅令第七百二十五号によりまして廃止せられましたが、同時にまたこの勅令により昭和十五

○委員長(熊谷太三郎君) 以上で提案理由の説明が
慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い
いたします。

費を加えまして、四十二年度の予算に計上されるべくいま折衝中でござります。

○公務員給与表における行政職□等の差別待遇の撤廃等労働条件改善に関する請願（第六二九号）
○公務員の賃金引上げに関する請願（第六九八号）

年四月二十五日以前の継承者につきましては、旧令によって年金は下賜されていました。しかし終戦後昭和二十一年三月に至りまして、これらの勲章年金は、昭和二十年十二月末を限りにいたしまして、一切廃止せられることとなつて

は終わりました。それでは、引き続きこれより本案の質疑に入ります。

○政府委員(上村千一郎君) 事務の詳細につきましては、賞勲局長より説明させます。

○委員長(熊谷太三郎君)　ただいまから内閣委員会を開会いたします。

今日に至っておるものであります。
戦後二十年、この間幸いにわが国の経済は順調
に再建発展いたしまして、国民生活も年一年と向

理府総務副長官、岩倉總理府賞勲局長
々でござります。
御質疑のおありになる方は、順次御発言を願い
以上の方

委員の異動について御報告いたします。

上をたどりつつあるのです。この間にあつて旧金鷗勲章年金受給者については、かつて支給されておりました年金は打ち切られ、その経済的期待権を喪失し、不遇のうちに日々を送っている人々も多いのであります。御同情にたえないも

○柴田栄君 一二、三の点について御質問申し上げます。
たいと存じますが、まず、本法律案の対象となる
旧金鷗勲章年金受給者の数並びに勲等年金受給者
の数はどのくらいになりますか。

○**柴田栄君** 本法律により受給される方々は老齢の方が多いためございまして、一日も早く支給されるよう期待申し上げたいと存じます。

○**政府委員(上村千一郎君)** 柴田先生がおっしゃつたように、御趣旨全くそのとおりでござい

ますので、急速に処理をするように配慮いたす所存でございます。

○柴田栄君 ありがとうございました。

○委員長(熊谷太三郎君) ほかない御発言もないようございますから、質疑は尽きたものと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにして御発言を願います。

○柴田栄君 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となりました旧勲章年金受給者に關する特別措置法案について、次の修正案を提出して賛成いたす者でございます。

修正の内容は、ただいまお手元にお配りいたしました印刷物で御承知願いたいと存じます。

修正の趣旨は、勲等年金については、昭和四十一年分がすでに支給されているので、昭和四十二年分以降を一時金に切りかえるとともに、附則の施政省令で定めることができるようにするため、第十二条に一項を加えるとともに、附則の施行日について所要の修正を行なおうとするものであります。

右の修正部分を除く原案に対しまして、賛成いたしまして、私の討論を終わります。

○委員長(熊谷太三郎君) ほかに御意見もないようございますから、討論は終局したものと認めます。

それでは、これより旧勲章年金受給者に關する特別措置法案につきまして採決に入ります。まず、討論中ありました柴田君提出の修正案を問題に供します。柴田君提出の修正案に賛成の方の举手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(熊谷太三郎君) 総員挙手と認めます。

よつて柴田君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(熊谷太三郎君) 総員挙手と認めます。

よつて修正部分を除いた原案は全会一致をもつて可決されました。以上の結果、本案は全会一致をもつて修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(熊谷太三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(熊谷太三郎君) 次に、連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。本案は、昨十九日、衆議院から提出せられ、本委員会に付託されました。

それでは、まず発議者から、本案の提案理由の説明を聴取いたします。衆議院議員伊能繁次郎君

します。本案は、昨十九日、衆議院から提出せられた者のうち、本法律施行の日に日本国籍を有する者に対し、新たに、特別障害給付金、特別遺族給付金及び特別打ち切り給付金を支給することいたしております。

なお、これらの額は、それぞれの現行給付金の額を考慮して定めております。

第二に、被害者が現行法の施行前すなわち昭和三十六年十二月二十日前に占領軍等の行為等以外の原因によって死亡した場合においても、その被害者の遺族に対しまして、療養給付金、休業給付金、障害給付金または特別障害給付金の額に相当する金額の支給金を支給することとしたしております。

第三に、被害者が昭和三十六年十二月二十日から本法律施行の日までの間に占領軍等の行為等以外の原因によって死亡した場合においても、その被害者の遺族に対しまして、特別障害給付金または特別打ち切り給付金の額に相当する金額の支給金を支給することとしたとしております。

講じ、さらに昭和三十六年十一月一日には、政府の実態調査の結果、これらの者に対する救済措置を講じ、それぞれの被害の実情に合わせ、療養給付金、休業給付金、障害給付金、遺族給付金、葬祭給付金及び打ち切り給付金を支給することとしたのであります。

しかしながら、この法律による措置は、被害者が死亡した場合には適用されないなど、救済措置として十分でなく、かつ被害を受けたときから相当の期間を申し上げた次第であります。併せて慎重審議の上、御賛成くださるようお願い申し上げま

年月を経て実施されたという経緯もあり、また、最近における災害補償制度並びに社会保障制度の進展等、社会情勢の変化に伴い、被害者より国会並びに政府に対しまして、さらに救済措置の適用を広め、厚くするよう、しばしば陳情（諸願）が行なわれてまいっているのであります。これら被害者のお気の毒な状況を考慮しまして、この法律案を提出することとした次第であります。

本案の具体的な内容について御説明申し上げますと、まず第一に、障害給付金または遺族給付金を受ける権利を有した者及び打ち切り給付金を受けた者のうち、本法律施行の日に日本国籍を有する者に対し、新たに、特別障害給付金、特別遺族給付金及び特別打ち切り給付金を支給することとしたております。

なお、これらの額は、それぞれの現行給付金の額を考慮して定めております。

第二に、被害者が現行法の施行前すなわち昭和三十六年十二月二十日前に占領軍等の行為等以外の原因によって死亡した場合においても、その被害者の遺族に対しまして、療養給付金、休業給付金、障害給付金または特別障害給付金の額に相当する金額の支給金を支給することとしたとしており

ます。

第三に、被害者が昭和三十六年十二月二十日から本法律施行の日までの間に占領軍等の行為等以外の原因によって死亡した場合においても、その被害者の遺族に対しまして、特別障害給付金または特別打ち切り給付金の額に相当する金額の支給金を支給することとしたとしております。

第四に、本法律施行の日において日本国籍を有する被害者の妻、被害者が死亡している場合は、死亡当時の妻に対しまして、五万円または七万五千円の支給金を支給することとしたとしており

ます。ただし軽度の障害者の妻は除いてあります。

以上、本法律案の提案の理由及びその内容の概要を申し上げた次第であります。併せて慎重審議の上、御賛成くださるようお願い申し上げま

○委員長(熊谷太三郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

それでは、引き続き、これより本案の質疑に入ります。

○柴田栄君 連合国占領軍等の行為による被害者等に対する給付金については、本法律案によつて一そな改善がなされるとのことであります。が、その改善措置がいかなるものであるか、その内容を御説明を願いたいと思います。

○政務委員(小幡久男君) お答えします。

○柴田栄君 連合国占領軍等の行為による被害者等に対する給付金については、本法律案によつて一そな改善がなされるとのことであります。が、その改善措置がいかなるものであるか、その内容を御説明を願いたいと思います。

三

特別打ち切り給付金の支給を受けることができる妻に対しましては、五万円が支給される規定になつております。

以上でございます。

○柴田栄君 ただいま述べられました改善措置の各項目について、その対象人員はいかほどのりますか、また、その所要額がいかほどのなるか、

そして合計いかほどの経費が必要であるかをお知らせを願いたいと存じます。さらにこの予算措置について、政府側はどういうふうに考えておられますか、また、御説明をいただきたいと思います。

○政府委員(小幡久男君) まず対象者の数について申し上げますと、この法案の適用を受ける被害者的人員は約七千五百名でございます。その内訳は、死した方の遺族、これが約四千二百名、障害を受けた方が約二千九百名、打ち切り療養になつた方が五名、さらに今度の改正案に盛られておりますが、亡前の終了後現行法施行前に死亡された方の遺族の数が約四百名、計七千五百名が被害者の数でございますが、さらに本法によりまして、被害者の妻が必要になりますが、これは死亡した遺族の妻が一千三百名、障害者の妻が約二百名、その他現行法施行前に死亡した障害者の妻が約二十名、計妻の方が千五百二十名でございます。

なお、これに要します経費は、八億八千九百万円を予想しておりますが、その内訳は、特別給付金が約七億九千万円、それから現行法施行前死亡者の遺族に対する支給金が約二千二百萬円、妻に対する支給金が約七千七百万円、計八億八千九百万円でございます。予算措置につきましては、もし本法が成立するようになりますれば、大

体昭和四十二年度以降三ヵ年計画で予算を組むといふことに相なるのではないかと考えられる考えておられます。すなわち、占領時代よりすでに十
○柴田栄君 本法律案が成立、施行せられる場合、これ 支給事務についてはなかなかむずかしい問題をはらんでいるのではないかと考えられるのであります。すなわち、占領時代よりすでに十

数年経過して、現在本法によって新しい受給権を得る者に対しても、十分周知徹底せしめる必要があると思われます。そのためPR措置を講じ、本

改正の目的が達成されるようつとめなければならぬと思いますが、政府はどのように対処する方針であるか、御説明を願いたいと存じます。

○政府委員(小幡久男君) 御意見にありましたよ

うに、現行の法令で支給いたしました人につきましては、御承知のように、占領期間から相当日がたっておりますので相当困難だと思いますが、各

種の新聞広告あるいは都道府県庁をわざわざしま

して十分PRを徹底いたしますとともに、幸いに

しましてこの種の方々の団体もございますので、

そういう方々にも呼びかけまして、支給漏れのな

いように努力するように考えております。

○委員長(熊谷太三郎君) ほかに御発言もないよ

うでございますから、質疑は尽きたものと認めま

す。

○委員長(熊谷太三郎君) それで、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案、以上三案を括して議題といたします。

これら三案は、昨十九日衆議院から送付せら

れ、本委員会に付託せられました。

それでは三案につきまして順次提案理由の説明

を聴取いたします。まず、一般職の職員の給与に

関する法律の一部を改正する法律案及び特別職の

提案理由の説明を聴取いたします。上村総理府

総務副長官。

○政府委員(上村千一郎君) ただいま議題となり

ました一般職の職員の給与に関する法律の一部を

改正する法律案につきまして、その提案理由及び

内容の概略を御説明申し上げます。

本年八月十二日、一般職の国家公務員の給与に

ついて、俸給表を全面的に改定し、扶養手当及び

通勤手当等を改定することを内容とする人事院勧

告がなされたのであります、政府といたしまして

その内容を慎重に検討した結果、本年九月一日

から人事院勧告どおりこれを実施することが適当

であると認めましたので、この際一般職の職員の

給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)

について所要の改正を行なうとするものであります。

○委員長(熊谷太三郎君) 総務副長官と認めます。

よつて本案は、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なほ、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(熊谷太三郎君) 御異議ないと認め、さ

よう決定いたします。

〔速記中止〕

○委員長(熊谷太三郎君) 速記を起こして。

〔速記中止〕

ることといたしました。

第二に、初任給調整手当について、医療職俸給表の適用を受ける医師に対する支給限度の月額

を倍額の五千円に改めることといたしました。

第三に、扶養手当について、配偶者に対する手

当の月額を現行より四百円増額して千円に改める

ことといたしました。

第四に、通勤手当について、交通機関等を利用

する者に対する現行の全額支給の限度の月額を千

百円から千六百円に引き上げるとともに、運賃相

当額がこの全額支給の限度額をこえる部分につい

ての二分の一支給の限度額を現行の五百円から八

百円に引き上げることとし、自転車等使用者に對

する支給月額を五十円増額して五百円(原動機付

のものの場合は八百円増額して五百八十円)に改

めることといたしました。

以上のほか、常勤職員の俸給月額の改定に伴い

する手当の支給限度額を月額四千九百円から五千九

百円に改めることといたしました。

なほ、本法に附則を設けまして、俸給の切替え

方法・切替えに伴う措置等を規定することといたしました。

この法律案は、以上申し述べました内容につい

て改正を行なおうとするものであります。何とぞ

慎重御審議の上、すみやかに御賛成くださいま

すようお願い申し上げます。

なお、特別職の職員の給与に関する法律の一部

を改正する法律案の提案理由の御説明をいたしま

す。

政府は、本年八月十二日に行なわれました人事

院勧告に基づいて、九月一日以降一般職の国家公

務員の給与を改定することとし、別途法律案を提

出して御審議を願うこととしておりますが、

特別職の職員の給与につきましても、一般職の國

家公務員の給与改定に伴い所要の改定を行なおう

とするものであります。すなわち、第一に、全俸給表の俸給月額を引き

上げることといたしました。この結果、俸給表全

体の改善率は平均六・〇%になることとなります。

また、指定職俸給表の乙欄に掲げる俸給月額

を受ける職員の給与体系を整備し、同表の甲欄に

た。具体的に御説明いたしますと、内閣総理大

臣、國務大臣、内閣法制局長官、政務次官等につ

きましては、内閣総理大臣、國務大臣及び國務大臣と同額となつてゐる会計検査院長、人事院総裁を除き一万円引き上げることといたしました。また、大使及び公使につきましては、國務大臣と同額の三十万円を受ける大使を除きそれぞれ一万円引き上げることといたしました。

第二に、秘書官につきまして特別の事情がある場合には、別表第三に掲げる額よりも高い俸給月額を受けることができるることといたしました。

第三に、常勤の委員に対し日額の手当を支給する場合の支給限度額を四百円増額して、日額九千四百円に改めることといたしました。

第四に、非常勤の委員に対する手当の支給限度額を千円増額して、日額五千九百円に改めることといたしました。

この法律案は、以上申し述べました内容について改正を行なおうとするものであります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成ください。

○委員長(熊谷太三郎君) 次に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の提案理由の説明を聽取いたします。長谷川政務次官。

○政府委員(長谷川仁君) ただいま議題となりました防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この改正案は、このたび提出されました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の例に準じて、防衛庁職員の俸給月額の改定等を行なおうとするものであります。すなわち、参考事官等及び自衛官の俸給表の改定を行なうとともに、指定職乙欄の俸給体系を改めることとし、あわせて、防衛大学校の学生の学生手当及び自衛官の當外手当について、その額の改定を行なうこととしております。

また、配偶者にかかる扶養手当を、一般職と同様に改定することとしております。

様に改定することとしております。

なお、事務官等及び非常勤職員の給与ならびに通勤手当及び医療職の初任給手当の改正については、一般職給与法を準用することとしておりますので、同法の改正に伴い同額の額に改定が行なわれることとなります。

この法律案の規定は、公布の日から施行し、本年九月一日から適用することとしております。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成ください。

この法律案の規定は、公布の日から施行し、本年九月一日から適用することとしております。

にのつとりまして、また、公務員給与の実態、過去における人事院勧告取り扱いの経緯等をも勘案いたしまして九月実施の結論に到達をいたしましたわけでございます。

○柴田栄君 人事院勧告が実施時期が勧告どおりに行なわれていないということについては人事院にてござります。

○委員長(熊谷太三郎君) ただいま増田防衛庁長官が御出席になりましたから御了承をお願いいたします。

○柴田栄君 人事院勧告を尊重するというたまえをとつておる政府としては、勧告を完全に実施することに努力すべきものであると思うのですがござります。

○委員長(熊谷太三郎君) ○柴田栄君 人事院勧告を尊重するというたまえをとつておる政府としては、勧告を完全に実施することに努力すべきものであると思うのですがござります。

○政府委員(上村千一郎君) 人事院勧告を尊重するというたまえをとつておる政府としては、勧告を完全に実施することに努力すべきものであると思うのですがござります。

○政府委員(佐藤達夫君) ただいま總理府側から実施されないということにつきましては、公務員は相当の不満を持っております。本年も九月から給与改定が行なわれることになったのであります。

○柴田栄君 まず、人事院勧告が毎年勧告どおりが、政府としては九月からせざるを得ないという理由をお伺いいたしたいと思います。

○政府委員(上村千一郎君) 人事院勧告を尊重するというたまえをとつておる政府としては、勧告を完全に実施することに努力すべきものであると思うのですがござります。

○政府委員(佐藤達夫君) ただいま總理府側から実施されないということにつきましては、公務員は相当の不満を持っております。本年も九月から給与改定が行なわれることになったのであります。

○政府委員(上村千一郎君) 人事院勧告を尊重するというたまえをとつておる政府としては、勧告を完全に実施することに努力すべきものであると思うのですがござります。

○政府委員(佐藤達夫君) ただいま總理府側から実施されないということにつきましては、公務員は相当の不満を持っております。本年も九月から給与改定が行なわれることになったのであります。

○政府委員(上村千一郎君) 人事院勧告を尊重するというたまえをとつておる政府としては、勧告を完全に実施することに努力すべきものであると思うのですがござります。

○政府委員(佐藤達夫君) ただいま總理府側から実施されないということにつきましては、公務員は相当の不満を持っております。本年も九月から給与改定が行なわれることになったのであります。

○政府委員(上村千一郎君) 人事院勧告を尊重するというたまえをとつておる政府としては、勧告を完全に実施することに努力すべきものであると思うのですがござります。

○政府委員(佐藤達夫君) ただいま總理府側から実施されないということにつきましては、公務員は相当の不満を持っております。本年も九月から給与改定が行なわれることになったのであります。

ざいます。

○柴田栄君 人事院勧告の実施時期が勧告どおりに行なわれていないということについては人事院にてござります。

○委員長(熊谷太三郎君) ただいま増田防衛庁長官が御出席になりましたから御了承をお願いいたします。

○柴田栄君 人事院勧告を尊重するというたまえをとつておる政府としては、勧告を完全に実施することに努力すべきものであると思うのですがござります。

○委員長(熊谷太三郎君) ○柴田栄君 人事院勧告を尊重するというたまえをとつておる政府としては、勧告を完全に実施することに努力すべきものであると思うのですがござります。

○政府委員(上村千一郎君) 人事院勧告を尊重するというたまえをとつておる政府としては、勧告を完全に実施することに努力すべきものであると思うのですがござります。

○政府委員(佐藤達夫君) ただいま總理府側から実施されないということにつきましては、公務員は相当の不満を持っております。本年も九月から給与改定が行なわれることになったのであります。

○政府委員(上村千一郎君) 人事院勧告を尊重するというたまえをとつておる政府としては、勧告を完全に実施することに努力すべきものであると思うのですがござります。

やはり予算のやりくりで何らかの措置ができるようないう方法を一方においてはぜひお考えいただきたい。なお、過去において、本内閣委員会においてたびたび附帯決議をいたしました。予算上の措置について、十分それを注意しろという附帯決議の御趣旨も、それにまた関連が深いものと思つております。一方根本的な問題の検討とあわせまして、そのほうのお願いもこれからまた十分重ねていきたいと考えております。

○委員長(熊谷太三郎君) ただいま塚原総理府総務長官が御出席になりましたから御了承願います。

○柴田栄君 それでは少し角度を変えて、十月に行なわれました給与改定に関する閣議決定におきまして、行政運営の簡素能率化、人員増加の抑制、配置転換等により極力人件費の増加を抑制するとともに、経費の節減、合理化をはかることを決定しておられます。このようなことは一般国民からも強く望まれておるところであります。このために政府は具体的にどのような措置をとつておられるか、また、今後とつていくお考え方。人件費の増加抑制、経費の節減、合理化にどのような効果をあらわしておるか等についてお伺いいたしたいと存じます。

○政府委員(井原敏之君) 行政管理庁といたしましては、いまお尋ねに全般的のお答えにはならぬかと思いますが、実はこれ全面的にやつておるわけではございませんので、行政部内の職員について一般行政職について五割の補充、その他については九割の補充を認めておりまつたので、三十り年以来実施しております。引き続き今日までやつておるわけであります。欠員補充の規制ということとあります。これをもつてまず省内の配置転換といふ見合いにこれを使つておるということで、設置法改正とまでならないように、まず凍結欠員の範囲

で重点的に増員要求に対処するというたてまえをとつております。極力人員増というものを抑制するという考え方で引き続きやつておる次第でござります。

○柴田栄君 経費の節減等の見通しはいかがでありますか。

○政府委員(井原敏之君) 四十年度と四十一年度で約九十三億の節減になつております。

○柴田栄君 次に、ちょっととこまかい点でございますが、今回指定職乙を一官一給与に準ずる給与体系に改めておるようあります。これは乙に指定される職員の職務の重要性と責任の度合いに着目して行なわれておることと思うのでございますが、指定職甲との相違はどこにあるか、御説明を願いたいと思います。

○政府委員(佐藤達夫君) 私どもの基本的な立場といったしましては、従来の年功序列的な給与の体系から、できるだけ職務給的な体系にしていきたいたい、これは基本的な態度でございます。しかしながら、現在の一般的水準が非常に低いという段階では、とてもそういう理想的には達成できませんけれども、たとえば現在、指定職甲になつております事務次官あるいは大学の学長というようなものにつきましては、その職務と責任の範囲もさあてはつきりしておりますし、これは一官一給与として押えてよからうということと、ここに出発点を求めるわけでございます。ただ、そのあとずっと一連の段階が続いておりますのですから、いま申しましては典型的な形を打ち出しましたけれども、従来乙についての形を甲に合わせようというふうに一步前進した形を甲に合わせようというふうに一步前進したということで御了承を願いたいと思います。

○柴田栄君 将来やはりはつきりとした区分をしておきますと、大きく申しますれば漸次これを指定職の甲の形に固めてまいりたい。しかし、なかなか当面の措置としてそこまで踏み切れませんので、今回の勧告におきましては、せめてこの勧告の形を甲に合わせようというふうに一步前進したことと、御了承を願いたいと思います。

○政府委員(佐藤達夫君) 方向としてはそのように考えております。ただし、一等級との接点を考へながら参らなければなりませんものですから、本俸の中に繰り入れてしまつという形で甲に近づけたわけでございます。一口に申しますと、甲ほどに一官職をとらえて固定の給与を配当するにはまだ行き方がかた過ぎる、やはり号俸の別を残します。これをもつてます省内の配置転換といふもの原資というとおかしいのでございますが、見合いにこれを使つておるということで、設置法改正とまでならないように、まず凍結欠員の範囲

で乙とするということにだいましております。これは先ほど触れておりますように、やはり一等級のほうにまた下のほうがつながるものですから、そのほうとのつながりが見えながら作業を進めなければなりませんために中間的な形をとらざるを得ない、今日の段階ではそういうふうな形で考えておるということでございます。

○柴田栄君 指定職乙に指定されている官職は現行の乙に指定される職員の職務の重要性と責任の度合いに着目して行なわれておることと思うのでございますが、将来は乙についても完全に官職を指定するというように改めるお考えはないのでございましょうか。

○政府委員(佐藤達夫君) 確かに御指摘のようになりますが、局長につきましては乙のものと一等級に残つておるものとがまだございます。その辺まだ整理の途中の段階であると率直に申し上げるほかはございませんけれども、先ほど申しました趣旨から申しますと、大きく申しますれば漸次これを指定職の甲の形に固めてまいりたい。しかし、なかなか当面の措置としてそこまで踏み切れませんので、今回の勧告におきましては、せめてこの勧告の形を甲に合わせようというふうに一步前進したことと、御了承を願いたいと思います。

○柴田栄君 将来やはりはつきりとした区分をして格付けをされるお考えですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 方向としてはそのように考えております。ただし、一等級との接点を考慮しておきます。ただし、一等級との接点を考へながら参らなければなりませんものですから、その後実際の委員の手当の単価が漸次上がつてしまつて、最近おきましてはこの限度に近づいて、従来この金額の引き上げということは見合つてまいつたというところでございます。しかし、おつたのでございますが、したがいまして、この限度一ぱい今までには現実になかなかなりませんので、いろいろの段階を設けまして具体的にはきめておつたのでございますが、したがいまして、この四千九百円以下であつたわけでございます。

○柴田栄君 おつたのでございますが、したがいまして、この四千九百円以下であつたわけでございます。そこで、これをこの際させて体系そのものとして一官一給与と今までまいりません、やはり号俸の違ったこれをこの際させて体系そのものとして一官一給与と今までまいりません、やはり号俸の違つたことをおきましてはこの限度に近づいて、従来この金額の引き上げということは見合つてまいつたというところでございます。しかし、その後実際の委員の手当の単価が漸次上がつてしまつて、最近おきましてはこの限度に近づいて、従来この金額の引き上げということは見合つてまいつたといふことと、それが本年は、今まで御説明申し上げましたように、指定職甲を含む全俸給表の改定が行なわれることでもござりますし、そういうふた常勤職員の給与の均衡ということとも考えますと、この際はこの限度を引き上げることが必要なんではないかというようになります。そういう意味におきまして、人事院の勧告の際に

すか。各種委員の手当支給額が一般に低いと聞いておりますが、どの程度の額が支給されておりますか。また、今回改正されても日額の最高が五千九百円ということでござりますが、これは低過ぎるということはないでございましょうか。この点ひとつ御説明願いたい。

○政府委員(増子正宏君) ただいま御指摘の委員、顧問、参与等のいわゆる非常勤員に対する手当の問題でございますが、これがここ数年来据え置きになつておりますが、これは御承知のように、この法律のきめ方は、勤務一日についての手当額の最高限度を法律で定めまして、この範囲内で人事院の承認を得ておつたのでござりますが、乙は官職を指定するものではないのかどうか。今回の乙の体系は何かでも行政職(1)の一等級に格づけられているものもあると聞いておりますが、乙は官職を指定するものの中途はんばな感じがするのでございますが、将来は乙についても完全に官職を指定するというよう改めるお考えはないのでございましょうか。

の申し入れがございました。

そこでこの改正案をいたしましては、いま申し上げましたような事情を勘案いたしまして、常勤職員の給与改定のいままでの状況等を考慮いたしました末、大体二割程度の引き上げということで金額として千円を増したわけでございます。したがいまして、現実には今後この五千九百円を最高限度といたしまして、その範囲内でそれの委員の手当が決定されるということになるわけでございます。

なお、この程度の引き上げでは妥過ぎるのではないかという御意見もございましたが、なかなかこの非常勤職員の手当額を幾らにしたら最も適正であるかということはむずかしい問題でございます。なお、今まで四千九百円でございました点を考えますと、この際大幅な増額という点もいかがかと考えられるわけでございまして、その他の給与の関係等を考慮いたしますと、おおむね二割程度に相当いたします今回引き上げが一應妥当なところではないかというふうに考えた次第でございます。

○柴田栄君 次に、医療職(1)の適用を受ける医師の初任給について、俸給月額の増額のほかに、初任給調整手当の増額を行なわれておるようあります。これは民間における医師の初任給との均衡を考慮したものと思われます。医療職の官民給与の比較で見ると、今年四月で民間が四三・五%も高くなつておりますが、これでは医師の採用は困難を来たすのではないか、また、中途から民間に転出するという者が多く出るのはないか、また、防衛庁は医官の不足している現状がはなだしいと聞いておりますが、防衛庁の医官の充足状況等はどういうふうになつておるか、非常に心配でございます。この点ひとつ御説明いただきたい。医官は給与の面で特別の考慮が払われております。また、一面において防衛庁の婦人自衛官、これは看護婦さんかと思います。一般の公務員の看護婦のように深夜勤務等がありはしないかと思われる所以でございますが、深夜勤務手当が支

給されておるかどうか、あるいは支給されてないといったしますれば支給する必要があるものではないかという点等について、それぞれ御関係から御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(佐藤達夫君) 勘告に關係のある分につきまして私から簡単に御説明を申し上げたいと存じます。ただいま御指摘になりましたとおりでございまして、お医者さんの関係では、もう一番われわれの苦慮しておるところでございます。しかしことに根本的には私どもはやはり民間との比較を第一に取りますけれども、今度は公務部内のバランスということもこれ無視することはできないといふとした思い切った医師の給与の引き上げということもどうしてもこれは思うにまかせないわけであります。しかしながら、できるだけの措置は講じておるつもりでございます。たとえば、一般の公務員にいたしましても、行政職と比べても大体お医者さんのほうは二割増しというところまでの手当ではしておるわけでございます。しかし、それでもまだ十分とはとうてい考えられませんので、ただいまお示しになりましたように、ことしは思いつつ切って初任給の調整手当を倍にいたしましたが、何とかこれでまかなつてしまりたいという気持であります。ただ、お医者さんの給与関係は、中央と地方と相当アンバランスがございまして、たとえば東京の場合について、官民比較をして、必要な範囲内にとどめたものでございます。

○柴田栄君 それでは最後に承つておきたいと思

うふうに理解してよろしくうございますか。

○政府委員(宍戸基男君) さようございます。

○柴田栄君 本俸の中に入っている、こういうたてまえをとつておるわけでございます。

○柴田栄君 そうすると、深夜勤務等について

は、一応ひらくめて手当でがなされているとい

うふうに理解してよろしくうございますか。

○政府委員(宍戸基男君) さようございます。

○柴田栄君 本俸、國務大臣の給与改定が、今回も改定されなかつた理由はどこにあるのでございますか。

○國務大臣(塙原俊郎君) 今回の特別職の職員給

与改定は、一般職の職員給与改定と均衡を考

えて、必要な範囲内にとどめたものでございます。

○柴田栄君 内閣総理大臣四十万円、國務大臣三十万円、及び

國務大臣と同額となつてゐる会計検査院長、人事

院総裁の俸給月額については、指定職甲よりも高

い水準にありまして、今回指定職甲が一万円引き

上げられても直ちに均衡上引き上げなければなら

ないような状況ではございません。また、諸般の

事情を考慮して据え置くこととしたわけでござい

ます。

○委員長(熊谷太三郎君) ほかに御発言もないよ

うでございますから、三案に対する質疑は終局し

たものと認めます。

それではこれより三案を一括して討論に入ります。

○委員長(熊谷太三郎君) 御異議ないと認め、さ

うよう決定いたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(熊谷太三郎君) 御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(熊谷太三郎君) 速記始めて。

○委員長(熊谷太三郎君) 次に、請願を議題とい

たします。

本委員会に付託されおりましたのは、第五号

すが、今回の初任給の調整手当の増額によりまして、幾らかでも充足を高める効果があるものと思

います。

ささらに自衛官の看護婦についてのお話でござい

ます。自衛官の俸給表は、御承知のように、一

般職の場合と多少違いまして、超過勤務いたしま

してでも超過勤務手当というようなもので支給する

わけではございませんで、本来の本俸の中に超過

勤務なり宿日直手当なり、そういった手当分が合

まれて俸給表がつくられております。自衛官であ

る看護婦につきましては、そういうことで手当が

本俸の中に入っている、こういうたてまえをとつておるわけでございます。

○委員長(熊谷太三郎君) 総員挙手と認めます。

よつて本案は、全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました。

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部

を改正する法律案を問題に供します。

〔賛成者挙手〕

本案に賛成の方の挙手を求めます。

○委員長(熊谷太三郎君) 総員挙手と認めます。

よつて本案は、全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました。

次に、防衛府職員給与法の一部を改正する法律

案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

本案に賛成の方の挙手を求めます。

○委員長(熊谷太三郎君) 総員挙手と認めます。

よつて本案は、全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました。

次に、本院規則第七十二条により、これらの三

案につきまして議長に提出すべき報告書の作成に

つきましては、これを委員長に御一任願いたいと

存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(熊谷太三郎君) 御異議ないと認め、さ

うよう決定いたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(熊谷太三郎君) 速記とめて。

〔速記中止〕

本委員会に付託されおりましたのは、第五号

ないようでございますから、三案に対する討論は終局したものと認めます。

それではこれより三案につきまして順次採決を行ないます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律の一部

を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

本案に賛成の方の挙手を求めます。

○委員長(熊谷太三郎君) 総員挙手と認めます。

よつて本案は、全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました。

次に、防衛府職員給与法の一部を改正する法律

案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を求めます。

○委員長(熊谷太三郎君) 総員挙手と認めます。

よつて本案は、全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました。

次に、本院規則第七十二条により、これらの三

案につきまして議長に提出すべき報告書の作成に

つきましては、これを委員長に御一任願いたいと

存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(熊谷太三郎君) 御異議ないと認め、さ

うよう決定いたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(熊谷太三郎君) 速記とめて。

〔速記中止〕

本委員会に付託されおりましたのは、第五号

科学技術庁に電子局設置に関する請願外二百六十一

九件でござります。
これらの講題の審査は、慣例により懇談によつて御協議、御検討願いたいと思います。
速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(熊谷大三郎君) しゃ、遠慮ぬめて
懇談中御協議、御検討いただきました結果

認いたします。

国家行政組織関係の請願のうち、第五号及び第

ち第四九号外十一件、第一五八号外一件、第七〇一号、第五三号外一〇一件、第八七号外三件、第三七三号外一件、第六一六号、以上三百三十七件の講願は、議院の会議に付し、内閣に送付するを要するものと決定することに御異議ございませんか。

○委員長(熊谷太三郎君) 御異議ないと認めま
[異議なし]と同様

す。よってさよう決定いたしました。

なお、議長に提出すべし報告書の作成につきましては、これを委員長て御一任願いたいと存じます。

しては、この事を委員長に御一任願いたい。有り難うござりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(熊谷太一郎君) 御異議ないと認め
ようて決定いたしました。

それでは、本日はこれをもつて散会いたしま

支那の政治

午後一時三十分會

卷之三

参照

（第三章） 旧勲章年金受給者に関する特別措置法案

に対する修正案

旧勲章年金受給者に関する特別措置法案の一報

を次のように修正する。

4 第一項の規定により郵政大臣が取り扱う事務

附則第一項及び第二項中「昭和四十一年七月一日」を「昭和四十二年一月一日」に改める。

附則第三項中「昭和四十一年分（同年六月の支給に係る分を除く。）」を「昭和四十二年分」に改める。

附則第五項中「昭和四十一年法律第 号」を「昭和 年法律第 号」に改める。

内閣委員会付託請願中採択一覽（計二三七件）
(国家行政組織関係)

第五号 科学技術庁に電子局設置に関する請願

第二四五号 法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願ほか一一一件

(恩給・共済問題)

第四九号 恩給、年金等受給者の待遇に関する請願ほか二一件

第一五八号 恩給、年金等受給者の待遇に関する請願ほか二一件

第七〇一号 恩給、年金等受給者の待遇改善に関する請願

第五三号 旧軍人恩給に関する請願ほか一〇一件

第八七号 元南滿州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩給、共済問題に関する請願ほか三一件

第三七三号 傷病恩給等の不均衡是正に関する請願ほか二一件

第六一六号 戰没者遺族の待遇改善に関する請願

十二月十六日本委員会に左の案件を付託され
た。
一、科学技術庁に電子局設置に関する請願 (第五

一、傷病恩給等の不均衡是正に關する請願（第三

七三号）（第六〇八号）

一、戦没者遺族の待遇改善に關する請願（第六一

六号）

一、公務員賃金の大幅引上げ実現に關する請願

（第六二一八号）

一、公務員給与表における行政職員等の差別待遇

の撤廃等労働条件改善に關する請願（第六二九

号）

一、公務員の賃金引上げに關する請願（第六九八

号）

第四六号 昭和四十一年十一月三十日受理

公務員給与に關する人事院勧告の完全実施等に關する請願

請願者 群馬県群馬郡箕郷町柏木沢一、五

紹介議員 加瀬 完君

七八 村上八郎外四十九名

公務員の志氣を鼓舞し、能率増進を図るため、次の措置をすみやかに講ぜられたい。

一、昭和四十一年の公務員の給与については、人

事院勧告どおり五月一日実施すること。

二、地方公務員の給与改定に必要な財源を国で完

全に措置すること。

三、教職員に超勤手当を支給し、学校整備費制度

をすみやかに制定し、そのための予算措置を行なうこと。

四、学校事務職員の行(一)四等級へのわたりの措置

を行なうこと。

一、人事院は、今年も公務員に対する給与につい

ての勧告を政府及び国会に対して行なつたが、

政府は、この人事院勧告を過去十数年の間、た

だの一度も完全に実施したことはなく、金額や

実施時期を値切つたり、遅らせたりして、公務

員に少なからざる不利益を与えていた。

二、このことは、人事院勧告を完全に実施して

も、なお一年ほど民間労働者の賃金より遅れて

いる公務員の不満を増大させ、労働意欲を大き

く阻害し、その能率を低落させていた。

三、しかも、人事院の、毎年の強い勧告完全実施

の要請もいれず、また、百六十万公務員の声を

無視し続いていることは、政府に対する国民の

不信をいつそう増大させ、政府と公務員関係を

ますます悪化させていた。

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第九七号 昭和四十一年十二月一日受理

公務員給与に關する人事院勧告の完全実施等に關する請願（十四通）

請願者 群馬県群馬郡群馬町井出五四五

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第九八号 昭和四十一年十二月一日受理

公務員給与に關する人事院勧告の完全実施等に關する請願（十八通）

請願者 群馬県新田郡新田町大字村田甲五

紹介議員 伊藤 順道君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四七号 昭和四十一年十一月三十日受理

公務員給与に關する人事院勧告の完全実施等に關する請願

請願者 群馬県太田市大字太田九七四ノ二

紹介議員 佐野 芳雄君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四八号 昭和四十一年十一月三十日受理

公務員給与に關する人事院勧告の完全実施等に關する請願

請願者 群馬県太田市大字台之郷二〇一ノ

紹介議員 松澤 兼人君

一、洪沢ソメ外八十八名

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四六号 昭和四十一年十二月一日受理

公務員給与に關する人事院勧告の完全実施等に關する請願（十通）

請願者 群馬県高崎市下小鳥町六六一 峰

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第六号 昭和四十一年十二月一日受理

公務員給与に關する人事院勧告の完全実施等に關する請願（十通）

請願者 群馬県太田市大字台之郷二〇一ノ

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第六号 昭和四十一年十二月一日受理

公務員給与に關する人事院勧告の完全実施等に關する請願（五十八通）

請願者 群馬県高崎市南新波町六四四 小

紹介議員 林勝芳外五十七名

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第六号 昭和四十一年十二月一日受理

公務員給与に關する人事院勧告の完全実施等に關する請願（五十八通）

請願者 群馬県高崎市南新波町六四四 小

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第六号 昭和四十一年十二月一日受理

公務員給与に關する人事院勧告の完全実施等に關する請願（百四十七通）

請願者 群馬県群馬郡群馬町棟高一、〇六

紹介議員 金井愛子外百四十六名

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第六号 昭和四十一年十二月一日受理

公務員給与に關する人事院勧告の完全実施等に關する請願（百四十七通）

請願者 群馬県群馬郡群馬町棟高一、〇六

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第六号 昭和四十一年十二月一日受理

公務員給与に關する人事院勧告の完全実施等に關する請願（百四十七通）

請願者 群馬県北群馬郡群馬町棟高一、七八

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第六号 昭和四十一年十二月一日受理

公務員給与に關する人事院勧告の完全実施等に關する請願（二十四通）

請願者 群馬県太田市大字太田九七四ノ二

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第六号 昭和四十一年十二月一日受理

公務員給与に關する人事院勧告の完全実施等に關する請願（二十四通）

請願者 群馬県北群馬郡群馬町棟高一、七八

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第六号 昭和四十一年十二月一日受理

公務員給与に關する人事院勧告の完全実施等に關する請願（十通）

請願者 群馬県北群馬郡群馬町棟高一、七八

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

紹介議員 江藤 智君
この請願の趣旨は、第四九号と同じである。

第一五四号 昭和四十一年十二月二日受理
恩給、年金等受給者の処遇に関する請願
請願者 札幌市北二条西二丁目北海道国鉄
O B会内 茂木王太外千六百二十
九名

紹介議員 天坊 裕彦君

この請願の趣旨は、第四九号と同じである。

第一五五号 昭和四十一年十二月二日受理
恩給、年金等受給者の処遇に関する請願(四通)
請願者 札幌市北二条西二丁目北海道国鉄
O B会内 小林松太郎外四千六十
六名

紹介議員 井川 伊平君

この請願の趣旨は、第四九号と同じである。

第一五八号 昭和四十一年十二月二日受理
恩給、年金等受給者の処遇に関する請願
請願者 北海道帯広市西一三条南二丁目北海道国鉄
O B会内 武田

紹介議員 周永外千九百四十一
名

この請願の趣旨は、第四九号に左の一項目を加えたものと同じである。

第一六〇号 昭和四十一年十二月三日受理
恩給、年金等受給者の処遇に関する請願
請願者 北海道北見市東陵町 鈴木政喜外
二千五百七十九名

紹介議員 江藤 智君
この請願の趣旨は、第四九号と同じである。

第二五二号 昭和四十一年十二月五日受理
恩給、年金等受給者の処遇に関する請願(三通)
請願者 札幌市北二条西二丁目北海道国鉄
O B会内

O B会内 高橋熊太郎外七千五百
七十九名

紹介議員 岡本 悟君
この請願の趣旨は、第四九号と同じである。

第一五三号 昭和四十一年十二月六日受理
恩給、年金等受給者の処遇に関する請願
請願者 北海道帯広市東一三条南二丁目鉄
道弘済会帶広營業所内 横口陸雄
外二千十七名

紹介議員 天坊 裕彦君
この請願の趣旨は、第一五八号と同じである。

第一五七号 昭和四十一年十二月七日受理
恩給、年金等受給者の処遇に関する請願
請願者 北海道東京鐵道支部内 武田

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第一五八号と同じである。

第一五八号 昭和四十一年十二月七日受理
恩給、年金等受給者の処遇に関する請願
請願者 北海道東京鐵道支部内 武田

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第一五八号と同じである。

第一五九号 昭和四十一年十二月七日受理
恩給、年金等受給者の処遇に関する請願
請願者 北海道東京鐵道支部内 武田

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第一五九号と同じである。

第一六〇号 昭和四十一年十二月八日受理
恩給、年金等受給者の処遇に関する請願
請願者 北海道東京鐵道支部内 武田

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第一六〇号と同じである。

第一六一号 昭和四十一年十二月八日受理
恩給、年金等受給者の処遇に関する請願
請願者 北海道東京鐵道支部内 武田

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第一六一号と同じである。

第一六二号 昭和四十一年十二月八日受理
恩給、年金等受給者の処遇に関する請願
請願者 北海道東京鐵道支部内 武田

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

第一六三号 昭和四十一年十二月八日受理
恩給、年金等受給者の処遇に関する請願
請願者 北海道東京鐵道支部内 武田

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第一六三号と同じである。

宇治愛子外九百九十七名
紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第四九号に左の一項目を加えたものと同じである。

一、共済組合年金に対する自主性の確立並びに経済変動に伴う年金増額の場合における追加費は、国がこれを負担される原則を確立すること。

二、既給年金に対する年金増額の場合は、年金増額に伴う年金増額の場合における追加費は、國がこれを負担される原則を確立すること。

三、既給年金に対する年金増額の場合は、年金増額に伴う年金増額の場合における追加費は、國がこれを負担される原則を確立すること。

十一、恩給の裁定及び職権改定事務をさらに促進すること。

十二、老令福祉年金の併給限度(三万四千円)を撤廃すること。

理由

政府は、このたび恩給審議会を設置し、恩給問題について調査審議を諮詢されたが、旧軍人等に対する恩給処遇については、いまなお占領政策の余弊が強く尾を引き、いわゆる差別処遇がはなはだしい。

第五三号 昭和四十一年十一月三十日受理
旧軍人恩給に関する請願
請願者 山梨県南都留郡鳴沢村二七五 小林正美

紹介議員 吉江 勝保君
旧軍人等に関する恩給処遇の実態を検討し、左記事項を昭和四十二年度から昭和四十四年度の間ににおいて完全に解決されたい。少なくとも第一及び第二の項目は、ぜひとも昭和四十二年度において実現せられたい。

一、仮定俸給年額を明年度において少なくとも三万九千円ベースに改定すること。

二、加算年を明年度から旧文官同様恩給年額の計算に算入すること。

三、仮定俸給年額の号俸における旧文官との差別をすみやかに撤廃すること。

四、一時恩給年限の実在職連続七年以上を実在職連続三年以上と定めること。

五、旧海軍特務官等の仮定俸給年額を在職中の俸給を勘案して調整すること。

六、旧軍人相互間の不均衡を解消するため各種職務加算(内地戦務加算を含む)を復活すること。

七、抑留加算をいまなお外國の管理下にある南西諸島等にも適用すること。

八、在職十二年以上十三年未満で退職した准士官以上に下士官の恩給を給すること。

九、戦犯としての拘禁期間をすべて在職年に算入すること。

十、海外抑留の期間をすべて在職年に算入すること。

十一、恩給の裁定及び職権改定事務をさらに促進すること。

十二、老令福祉年金の併給限度(三万四千円)を撤廃すること。

理由

政府は、このたび恩給審議会を設置し、恩給問題について調査審議を諮詢されたが、旧軍人等に対する恩給処遇については、いまなお占領政策の余弊が強く尾を引き、いわゆる差別処遇がはなはだしい。

第五四号 昭和四十一年十一月三十日受理
旧軍人恩給に関する請願
請願者 神奈川県津久井郡相模湖町寸沢嵐

紹介議員 八一〇 櫻本 明信
一、八一〇 櫻本 明信

紹介議員 内藤聰三郎君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第五五号 昭和四十一年十一月三十日受理
旧軍人恩給に関する請願
請願者 長崎県南高来郡有明町大二東乙六

紹介議員 達田 龍彥君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第五六号 昭和四十一年十一月三十日受理
旧軍人恩給に関する請願(二通)

紹介議員 林田悠紀夫君
賈一外一名
請願者 京都府宇治市開町三八ノ二 柿本

紹介議員 吉田作市
八
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第五七号 昭和四十一年十一月三十日受理
旧軍人恩給に関する請願(二通)

紹介議員 吉田忠三郎君
賈一外一名
請願者 佐東側鹿児島県軍恩連盟内 佐多

直大外三十九名
紹介議員 日高 広為君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第五八号 昭和四十一年十一月三十日受理

旧軍人恩給に関する請願(三通)

請願者 石川県能美郡根上町福岡口三 宮本作蔵外二名

紹介議員 林屋魚次郎君

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第五九号 昭和四十一年十一月三十日受理

旧軍人恩給に関する請願(四通)

請願者 栃木県下都賀郡野木町大字佐川野

紹介議員 一、三四二 岩崎清二外三名

紹介議員 田村 賢作君

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第六〇号 昭和四十一年十一月三十日受理

旧軍人恩給に関する請願(十五通)

請願者 鳥取県倉吉市三江一〇二 山脇明

紹介議員 外二千九十九名

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第六一號 昭和四十一年十一月三十日受理

旧軍人恩給に関する請願(六通)

請願者 奥野秋雄外五名

紹介議員 仲原 善一君

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第六二號 昭和四十一年十一月三十日受理

旧軍人恩給に関する請願(六通)

請願者 山梨県西八代郡市川大門町一七七

紹介議員 廣瀬 久忠君

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第六三號 昭和四十一年十一月三十日受理

旧軍人恩給に関する請願(六通)

請願者 埼玉県春日部市大字内牧四、八三

紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第六四號 昭和四十一年十一月三十日受理

旧軍人恩給に関する請願(七通)

請願者 宮城県石巻市大字町六ノ二八 高

橋軍平外六名

紹介議員 高橋文五郎君

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第六四號 昭和四十一年十一月三十日受理

旧軍人恩給に関する請願(七通)

請願者 石川県羽咋郡富来町給分三八 松本寿夫外六名

紹介議員 任田 新治君

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第六五號 昭和四十一年十一月三十日受理

旧軍人恩給に関する請願(八通)

請願者 神奈川県平塚市平塚一、七二三

千疊三千造外七名

紹介議員 河野 謙三君

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第六六號 昭和四十一年十一月三十日受理

旧軍人恩給に関する請願(九通)

請願者 愛知県豊橋市芦原町字芦原一六〇

山下清外八名

紹介議員 八木 一郎君

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第六七號 昭和四十一年十一月三十日受理

旧軍人恩給に関する請願(十通)

請願者 新潟県刈羽郡北条町大字旧広田八

一六 小黒清三外九名

紹介議員 小柳 牧衛君

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第六八號 昭和四十一年十一月三十日受理

旧軍人恩給に関する請願(十七通)

請願者 八三 佐藤金次郎外二十三名

紹介議員 佐藤 芳男君

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第六九號 昭和四十一年十一月三十日受理

旧軍人恩給に関する請願(二十五通)

請願者 兵庫県加古川市東神吉町砂部一八

五ノ三 神吉源吉外二十四名

紹介議員 岸田 幸雄君

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第六九號 昭和四十一年十一月三十日受理

旧軍人恩給に関する請願(三十三通)

請願者 鹿児島県薩摩郡松山町新橋一〇一

平田清徳外三十二名

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第七〇號 昭和四十一年十一月三十日受理

旧軍人恩給に関する請願(十八通)

請願者 滋賀原八日市市東本町三ノ二一

岡本初之助外十七名

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第七一號 昭和四十一年十一月三十日受理

旧軍人恩給に関する請願(二十三通)

請願者 青森県弘前市大字小沢字渡野八

千疊三千造外七名

紹介議員 石岡作太郎外二十二名

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第七二號 昭和四十一年十一月三十日受理

旧軍人恩給に関する請願(二十四通)

請願者 青森県西津軽郡森田村大字森田字

月見野三三八 葛西彥逸外二十三

紹介議員 津島 文治君

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第七三號 昭和四十一年十一月三十日受理

旧軍人恩給に関する請願(二十四通)

請願者 新潟県北蒲原郡篠地村大字官瀬八

八三 佐藤金次郎外二十三名

紹介議員 佐藤 芳男君

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第七四號 昭和四十一年十一月三十日受理

旧軍人恩給に関する請願(二十五通)

請願者 兵庫県加古川市東神吉町砂部一八

五ノ三 神吉源吉外二十四名

紹介議員 林田 正治君

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第七五號 昭和四十一年十一月三十日受理

旧軍人恩給に関する請願(二十六通)

請願者 埼玉県春日部市大字内牧四、八三

紹介議員 七 鈴木巳三郎外五名

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第七六號 昭和四十一年十一月三十日受理

旧軍人恩給に関する請願(三十五通)

請願者 群馬県前橋市平和町二ノ五ノ一七

紹介議員 星野芳平外三十四名

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第七七號 昭和四十一年十一月三十日受理

旧軍人恩給に関する請願(六十四通)

請願者 福井市新田三ヶ四〇ノ二九 野路久市外六十三名

紹介議員 近藤英一郎君

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第七八號 昭和四十一年十一月三十日受理

旧軍人恩給に関する請願(一百二十三通)

請願者 広島市戸坂町一三八 植田正外百二十二名

紹介議員 高橋 衛君

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第七九號 昭和四十一年十一月三十日受理

旧軍人恩給に関する請願(一百四十二通)

請願者 福岡県八女市大字龜用三七二 斎藤竹次外百四十一名

紹介議員 劍木 亨弘君

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第八八號 昭和四十一年十二月一日受理

旧軍人恩給に関する請願(三通)

請願者 長野県更級郡上山田町九三九 合

紹介議員 林田 正治君

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

紹介議員 青木 一男君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第八九号 昭和四十一年十二月一日受理
旧軍人恩給に関する請願(七通)

請願者 宮城県志田郡三本木町字町浦四三

渋谷正成外六名

紹介議員 高橋文五郎君

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第九〇号 昭和四十一年十二月一日受理
旧軍人恩給に関する請願(十五通)

請願者 山梨県甲府市住吉一ノ一〇ノ三四

小林繁外十四名

紹介議員 吉江 勝保君

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第九一号 昭和四十一年十二月一日受理
旧軍人恩給に関する請願(十七通)

請願者 長野県南佐久郡八千穂村大字畑

三、九八七 笹崎源太郎外三千九

百七十八名

紹介議員 谷村 貞治君

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第九二号 昭和四十一年十二月一日受理
旧軍人恩給に関する請願(四十七通)

請願者 鹿児島市小山町五、八九三 榛

光男外四十六名

紹介議員 西郷吉之助君

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第九三号 昭和四十一年十二月一日受理
旧軍人恩給に関する請願(四通)

請願者 京都府左京区田中上玄京町三五

狩野薰外三名

紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

津恒雄外二名

第九四号 昭和四十一年十二月一日受理
旧軍人恩給に関する請願(二十一通)

請願者 埼玉県与野市与野八七一 中村幸

之助外二十名

紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第一三〇号 昭和四十一年十二月一日受理
旧軍人恩給に関する請願(二通)

請願者 三重県志摩郡浜島町大字浜島一、

七八二ノ二五 西飯榮外二名

紹介議員 井野 碩哉君

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第一三一號 昭和四十一年十二月一日受理
旧軍人恩給に関する請願(十通)

請願者 岩手県花卷市西宮野目 阿部勝治

外九名

紹介議員 谷村 貞治君

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第一三二號 昭和四十一年十二月一日受理
旧軍人恩給に関する請願(十八通)

請願者 愛知県知多郡南知多町大字大井字

真向一三ノ四 酒井茂外二十四名

紹介議員 柴田 栄君

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第一三三號 昭和四十一年十二月一日受理
旧軍人恩給に関する請願(十九通)

請願者 佐賀県唐津市梨川内八七八 堀田

直外十八名

紹介議員 杉原 荒太君

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第一三四號 昭和四十一年十二月一日受理
旧軍人恩給に関する請願(二十三通)

請願者 高知県土佐郡土佐山村 鎌倉武利

外五十七名

第九五号 昭和四十一年十二月一日受理
旧軍人恩給に関する請願(三通)

請願者 茨城県西茨城郡岩瀬町西飯岡一、

一七三 市村嘉成外二名

紹介議員 郡祐一君

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第一五六號 昭和四十一年十二月一日受理
旧軍人恩給に関する請願

請願者 東京都北多摩郡保谷町富士町四ノ

一八ノ七 横田豊治

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第一五六號 昭和四十一年十二月一日受理
旧軍人恩給に関する請願

請願者 福井県小浜市白鳥一〇 梅田敏雄

七四三 加藤富雄外四名

紹介議員 三木與吉郎君

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第一六一號 昭和四十一年十二月一日受理
旧軍人恩給に関する請願

請願者 新潟県長岡市山田町一ノ一三 金

内浪次

紹介議員 佐藤 芳男君

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第一六二號 昭和四十一年十二月一日受理
旧軍人恩給に関する請願

請願者 佐賀県唐津市梅林一ノ六ノ三 松

本県次郎

紹介議員 奥村 慶造君

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第一六三號 昭和四十一年十二月一日受理
旧軍人恩給に関する請願

請願者 川為一外十五名

紹介議員 岩崎 豊君

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第一六二號 昭和四十一年十二月二日受理
旧軍人恩給に関する請願(三通)

請願者 石川県河北郡津幡町津幡八ノ一四

平林信一

紹介議員 任田 新治君

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第一六三號 昭和四十一年十二月二日受理
旧軍人恩給に関する請願(三通)

請願者 茨城県西茨城郡岩瀬町西飯岡一、

一七三 市村嘉成外二名

紹介議員 郡祐一君

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第一六四號 昭和四十一年十二月二日受理
旧軍人恩給に関する請願

請願者 德島県三好郡三好町大字脣間三、

七四三 加藤富雄外四名

紹介議員 三木與吉郎君

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第一六五號 昭和四十一年十二月二日受理
旧軍人恩給に関する請願(六通)

請願者 福井県小浜市白鳥一〇 梅田敏雄

七四三 加藤富雄外四名

紹介議員 熊谷太三郎君

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第一六六號 昭和四十一年十二月二日受理
旧軍人恩給に関する請願(十四通)

請願者 柄木県足利市柳原町八六〇 岡田

広外十三名

紹介議員 山本茂一郎君

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第一六七號 昭和四十一年十二月二日受理
旧軍人恩給に関する請願(十六通)

請願者 愛媛県温泉郡重信町字南野田 大

川為一外十五名

紹介議員 堀本 宜実君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第一六八号 昭和四十一年十二月二日受理
旧軍人恩給に関する請願(二十五通)

請願者 熊本県宇土郡不知火町永尾六二六
河野栄次外百三名

紹介議員 沢田 一精君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第一六九号 昭和四十一年十二月二日受理
旧軍人恩給に関する請願(二十六通)

請願者 愛媛県松山市大字井門七六五
光田義弘外二十五名

紹介議員 増原 恵吉君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第一七〇号 昭和四十一年十二月二日受理
旧軍人恩給に関する請願(二十八通)

請願者 静岡県清水市谷津町一ノ四五五
杉山猛外二十七名

紹介議員 栗原 祐幸君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第一七一号 昭和四十一年十二月二日受理
旧軍人恩給に関する請願(二十八通)

請願者 兵庫県西宮市桜塚町一六 阪本龍
雄外二十七名

紹介議員 中野 文門君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第一七二号 昭和四十一年十二月二日受理
旧軍人恩給に関する請願(二十八通)

請願者 兵庫県姫路市五軒邸一六一 久保
田溜外四十一名

紹介議員 青田源太郎君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

紹介議員 岩手県奥州市内川目一九〇
河野栄次外百三名
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第一九四号 昭和四十一年十二月三日受理
旧軍人恩給に関する請願(二通)

紹介議員 高橋文五郎君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

旧軍人恩給に関する請願
請願者 岩手県奥州市内川目一九〇
五四 藤原貞英

旧軍人恩給に関する請願
請願者 三重県津市阿漕町津興一、四四三
森修三外八名

旧軍人恩給に関する請願
請願者 北海道小樽市生駒町一ノ一北海道
軍恩連盟小樽支部内 松本総三郎

旧軍人恩給に関する請願
請願者 埼玉県北足立郡本町大字東間一
七五 大島英昭外二名

旧軍人恩給に関する請願
請願者 埼玉県北足立郡本町大字東間一
七五 大島英昭外二名

旧軍人恩給に関する請願
請願者 茨城県久慈郡水府村松平二五〇
吉成真一郎外三千二百七十一名

旧軍人恩給に関する請願
請願者 埼玉県北足立郡本町大字東間一
七五 大島英昭外二名

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第二〇〇号 昭和四十一年十二月三日受理
旧軍人恩給に関する請願(九通)

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第二九五号 昭和四十一年十二月三日受理
旧軍人恩給に関する請願
請願者 北海道小樽市生駒町一ノ一北海道
軍恩連盟小樽支部内 松本総三郎

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第二九六号 昭和四十一年十二月三日受理
旧軍人恩給に関する請願(三通)

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第二九七号 昭和四十一年十二月三日受理
旧軍人恩給に関する請願(六通)

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第二九八号 昭和四十一年十二月三日受理
旧軍人恩給に関する請願(七通)

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第二九九号 昭和四十一年十二月三日受理
旧軍人恩給に関する請願(七通)

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第三〇〇号 昭和四十一年十二月三日受理
旧軍人恩給に関する請願(六十三通)

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第三〇一号 昭和四十一年十二月三日受理
旧軍人恩給に関する請願(六十四通)

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第三〇二号 昭和四十一年十二月三日受理
旧軍人恩給に関する請願(六十四通)

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第三〇三号 昭和四十一年十二月三日受理
旧軍人恩給に関する請願(六十四通)

請願者 新潟県東頸城郡牧村大字岩神一、
二〇五 飯田実外一名

紹介議員 小柳 牧衛君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第二五四号 昭和四十一年十二月五日受理
旧軍人恩給に関する請願(七通)

請願者 宮城県登米郡東和町米谷字恩田八
二ノ一 小出檢三郎外六名

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第二五五号 昭和四十一年十二月五日受理
旧軍人恩給に関する請願(八十四通)

請願者 岐阜県美濃市乙狩五〇ノ一 清水
正之外八十三名

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第三二四号 昭和四十一年十二月六日受理
旧軍人恩給に関する請願(四通)

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第三二五号 昭和四十一年十二月六日受理
旧軍人恩給に関する請願(四通)

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第三二六号 昭和四十一年十二月六日受理
旧軍人恩給に関する請願(四通)

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第三二七号 昭和四十一年十二月六日受理
旧軍人恩給に関する請願(七通)

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第三二八号 昭和四十一年十二月六日受理
旧軍人恩給に関する請願(七通)

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第三二九号 昭和四十一年十二月六日受理
旧軍人恩給に関する請願(七通)

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第三二七号 昭和四十一年十二月六日受理	紹介議員 鈴木 亨弘君 この請願の趣旨は、第五三号と同じである。
旧軍人恩給に関する請願(七十三通)	請願者 大分県別府市野口中町七ノ一三 紹介議員 村上 春誠君 この請願の趣旨は、第五三号と同じである。
第三八八号 昭和四十一年十二月七日受理	旧軍人恩給に関する請願 請願者 千葉県長生郡長庄村一松丁三、四 紹介議員 木島 義夫君 この請願の趣旨は、第五三号と同じである。
第三八九号 昭和四十一年十二月七日受理	旧軍人恩給に関する請願(三通) 請願者 茨城県新治郡玉里村大字下玉里 紹介議員 那 祐一君 この請願の趣旨は、第五三号と同じである。
第三九〇号 昭和四十一年十二月七日受理	旧軍人恩給に関する請願(五通) 請願者 和歌山市元寺町南ノ丁一 川上喜 紹介議員 和田 鶴一君 この請願の趣旨は、第五三号と同じである。
第三九一号 昭和四十一年十二月七日受理	旧軍人恩給に関する請願(七通) 請願者 宮城県登米郡由町上沼字大柳八 紹介議員 高橋文五郎君 この請願の趣旨は、第五三号と同じである。
第三九二号 昭和四十一年十二月七日受理	旧軍人恩給に関する請願(七通) 請願者 二 鈴木利右衛門外六名 紹介議員 高橋文五郎君 この請願の趣旨は、第五三号と同じである。
第三九三号 昭和四十一年十二月七日受理	旧軍人恩給に関する請願(十三通) 請願者 福岡県柳川市大字佃町八六 広木 紹介議員 熊谷太三郎君 この請願の趣旨は、第五三号と同じである。
第四八六号 昭和四十一年十二月九日受理	紹介議員 武外十二名 この請願の趣旨は、第五三号と同じである。
第四一七号 昭和四十一年十二月八日受理	旧軍人恩給に関する請願 請願者 京都市伏見区加賀屋町七三四 原 紹介議員 植木 光教君 この請願の趣旨は、第五三号と同じである。
第四一八号 昭和四十一年十二月八日受理	旧軍人恩給に関する請願(二通) 請願者 茨城県筑波郡筑波町池田六七 助 紹介議員 郡 祐一君 この請願の趣旨は、第五三号と同じである。
第四一九号 昭和四十一年十二月八日受理	旧軍人恩給に関する請願(三通) 請願者 埼玉県北足立郡桶川町大字桶川七 紹介議員 土屋 義彦君 この請願の趣旨は、第五三号と同じである。
第四二〇号 昭和四十一年十二月八日受理	旧軍人恩給に関する請願(七通) 請願者 好美外五百七十六名 紹介議員 高橋文五郎君 この請願の趣旨は、第五三号と同じである。
第四二一号 昭和四十一年十二月八日受理	旧軍人恩給に関する請願(七通) 請願者 宮城県仙台市東九番丁一〇五 星 紹介議員 高橋文五郎君 この請願の趣旨は、第五三号と同じである。
第四二二号 昭和四十一年十二月八日受理	旧軍人恩給に関する請願(八通) 請願者 外七名 紹介議員 熊谷太三郎君 この請願の趣旨は、第五三号と同じである。
第四二三号 昭和四十一年十二月八日受理	旧軍人恩給に関する請願(八通) 請願者 福井県小浜市東市場 伊須田子成 紹介議員 前田佳都男君 この請願の趣旨は、第五三号と同じである。
第四二四号 昭和四十一年十二月九日受理	旧軍人恩給に関する請願(二十四通) 請願者 和歌山市一軒家二九七 佐藤源八 紹介議員 上原 正吉君 この請願の趣旨は、第五三号と同じである。
第四二五号 昭和四十一年十二月九日受理	旧軍人恩給に関する請願(二十九通) 請願者 宮城県仙台市北五番丁一六 有野 紹介議員 高橋文五郎君 この請願の趣旨は、第五三号と同じである。
第四二六号 昭和四十一年十二月九日受理	旧軍人恩給に関する請願(七通) 請願者 しか代外六名 紹介議員 高橋文五郎君 この請願の趣旨は、第五三号と同じである。
第四二七号 昭和四十一年十二月九日受理	旧軍人恩給に関する請願(七通) 請願者 口二、三五四 高山定五郎外百三 紹介議員 小山邦太郎君 この請願の趣旨は、第五三号と同じである。
第四二八号 昭和四十一年十二月九日受理	旧軍人恩給に関する請願(七通) 請願者 十三名 紹介議員 上原 正吉君 この請願の趣旨は、第五三号と同じである。
第四二九号 昭和四十一年十二月九日受理	旧軍人恩給に関する請願(二通) 請願者 谷川宣外一名 紹介議員 上原 正吉君 この請願の趣旨は、第五三号と同じである。
第四三〇号 昭和四十一年十二月九日受理	旧軍人恩給に関する請願(二通) 請願者 埼玉県行田市大字行田一五七 長 紹介議員 上原 正吉君 この請願の趣旨は、第五三号と同じである。
第四三一号 昭和四十一年十二月九日受理	旧軍人恩給に関する請願(二通) 請願者 埼玉県南埼玉郡八潮町大字柄一七 紹介議員 土屋 義彦君 この請願の趣旨は、第五三号と同じである。
第四三二号 昭和四十一年十二月十日受理	旧軍人恩給に関する請願(四通) 請願者 宮崎県東臼杵郡西郷村田代九、六 紹介議員 土屋 義彦君 この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第五七五号 昭和四十一年十二月十二日受理
旧軍人恩給に関する請願(四通)

請願者 徳島県板野郡吉野町柿原北二条一

紹介議員 紅露 みつ君

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第五七六号 昭和四十一年十二月十二日受理
旧軍人恩給に関する請願(九十四通)

紹介議員 中津井 真君

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第七〇二号 昭和四十一年十二月十三日受理
旧軍人恩給に関する請願

○ 田辺孝太郎

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第七〇三号 昭和四十一年十二月十三日受理
旧軍人恩給に関する請願(二通)

○ 植竹 春彦君

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第七〇四号 昭和四十一年十二月十三日受理
旧軍人恩給に関する請願

○ 福田武雄外一名

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第七〇五号 昭和四十一年十二月十三日受理
旧軍人恩給に関する請願(二通)

○ 上原 正吉君

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第七〇六号 昭和四十一年十二月十三日受理
旧軍人恩給に関する請願(二通)

○ 福田耕次外十五名

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第七〇七号 昭和四十一年十二月十三日受理
旧軍人恩給に関する請願(十六通)

○ 島根県平田市平田町二、一五六

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第七〇八号 昭和四十一年十二月十三日受理
旧軍人恩給に関する請願(十六通)

○ 福田耕次外十五名

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

紹介議員 山本 利壽君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第七〇六号 昭和四十一年十二月十三日受理
旧軍人恩給に関する請願(二十六通)

紹介議員 吉武 恵市君
外二十五名

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第七〇七号 昭和四十一年十二月十三日受理
旧軍人恩給に関する請願(三十五通)

紹介議員 堀本 宜美君
夫外三十四名

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第七〇八号 昭和四十一年十二月一日受理
元南満州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩
給、共済問題に関する請願

紹介議員 南幸重
後藤 誠隆君

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第七〇九号 昭和四十一年十二月一日受理
元南満州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩
給、共済問題に関する請願

紹介議員 高橋文五郎君
城県鶴岡市中江町北区一〇二宮

この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第七一〇号 昭和四十一年十二月二日受理
元南満州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩
給、共済問題に関する請願

紹介議員 高橋文五郎君
安部慎一外一名

この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第七一一号 昭和四十一年十二月二日受理
元南満州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩
給、共済問題に関する請願(二通)

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第七一二号 昭和四十一年十二月十日受理
元南満州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩
給、共済問題に関する請願(三通)

紹介議員 東京都小平市学園西町一、二四二

この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第七一二号 昭和四十一年十二月十日受理
元南満州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩
給、共済問題に関する請願(三通)

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第七一二号 昭和四十一年十二月十日受理
元南満州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩
給、共済問題に関する請願(三通)

理由

満鉄在職期間を恩給又は共済年限に通算するにあ
たり、日一満一日ケースと、日一満一日ケースにつ
いては在職年をそのまま通算し、満一日ケースにつ
いては恩給共済最短年限をこえる年数は通算しな
い現行法は、不公平である。また、朝鮮樺太等に
在勤した日本官吏が抑留された場合は、抑留期間
が日本官吏としての在勤期間に加算されるにかか
わらず、満鉄職員については終戦時までは在職年
の加算を認めながら終戦後の抑留又は留用期間の
通算を認めないのは不均衡な処置である。更に今
回の満鉄職員期間の通算措置は、国家公務員、地
方公務員についても現行共済組合法の施行日以前
の退職者にも適用されるが、三公社職員について
は現行公共企業体職員等共済組合法の施行日以前
の退職者で恩給公務員でなかつた者は通算の適
用がないのは不合理である。なお、この問題につ
いては、第四四八回国会參議院内閣委員会において各党共同提案にかかる附帯決議が付せられて
いる。

第二四五号 昭和四十一年十二月五日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願(十通)

紹介議員 伊藤 顯道君
この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第七二四号 昭和四十一年十二月五日受理
法務局職員の現照君

この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第七二五号 昭和四十一年十二月五日受理
法務局職員の現照君

この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第七二六号 昭和四十一年十二月五日受理
法務局職員の現照君

この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第七二七号 昭和四十一年十二月五日受理
法務局職員の現照君

この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第七二八号 昭和四十一年十二月五日受理
法務局職員の現照君

この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第七二九号 昭和四十一年十二月五日受理
法務局職員の現照君

この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第七三〇号 昭和四十一年十二月五日受理
法務局職員の現照君

この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第七三一号 昭和四十一年十二月五日受理
法務局職員の現照君

この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第七三二号 昭和四十一年十二月五日受理
法務局職員の現照君

この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第七三三号 昭和四十一年十二月五日受理
法務局職員の現照君

この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第七三四号 昭和四十一年十二月五日受理
法務局職員の現照君

この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第七三五号 昭和四十一年十二月五日受理
法務局職員の現照君

この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第七三六号 昭和四十一年十二月五日受理
法務局職員の現照君

この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

請願者 福島県信夫郡吾妻町大字庭坂字松
ノ木 海津信六外二名

紹介議員 伊藤 顯道君
この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第七三七号 昭和四十一年十二月五日受理
法務局職員の現照君

この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第七三八号 昭和四十一年十二月五日受理
法務局職員の現照君

この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第七三九号 昭和四十一年十二月五日受理
法務局職員の現照君

この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第七四〇号 昭和四十一年十二月五日受理
法務局職員の現照君

この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第七四一号 昭和四十一年十二月五日受理
法務局職員の現照君

この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第七四二号 昭和四十一年十二月五日受理
法務局職員の現照君

この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第七四三号 昭和四十一年十二月五日受理
法務局職員の現照君

この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第七四四号 昭和四十一年十二月五日受理
法務局職員の現照君

この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第七四五号 昭和四十一年十二月五日受理
法務局職員の現照君

この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第七四六号 昭和四十一年十二月五日受理
法務局職員の現照君

この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第七四七号 昭和四十一年十二月五日受理
法務局職員の現照君

この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第七四八号 昭和四十一年十二月五日受理
法務局職員の現照君

この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第七四九号 昭和四十一年十二月五日受理
法務局職員の現照君

この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

法務局を眞に国民のためのサービス機關として充実させ、同時に職員の過重な労働条件を解消するためには、法務局職員の一万名増員を図る以外ないと考えられる。
二、現在法務局には約千三百名の臨時職員があり、正規の職員同様法務行政に多大の貢献をしているのであるが、その労働条件は、平均日額五百円、月収一万二千円と極めて悪く、しかもその殆んどが将来性ある青年男女で平均年令二十四歳、平均勤続年数二年(最高七年)という経歴を持ちながらも日々雇用という不安定な身分の下に放置されている。このような事実が、法務局に実在することは、まことに遺憾であり、まさに政治問題であり、社会問題であると言わざるを得ない。
第三二一六号 昭和四十一年十二月六日受理 法務局職員の一万名増員等に関する請願(十二通) 請願者 鹿児島県鹿屋市新生町一〇、六一 紹介議員 鶴園 哲夫君 この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。
第三二二四号 昭和四十一年十二月五日受理 法務局職員の一万名増員等に関する請願(十三通) 請願者 北海道室蘭市緑町二ノ二九 石山 紹介議員 北村 輝君 この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。
第三二三七号 昭和四十一年十二月五日受理 法務局職員の一万名増員等に関する請願(十三通) 請願者 大分県日田市朝日丘三街区八ノ二 紹介議員 鶴園 哲夫君 この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。
第三二四四号 昭和四十一年十二月六日受理 法務局職員の一万名増員等に関する請願 請願者 堀湯子外十三名 紹介議員 鶴園 哲夫君 この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。
第三二五五号 昭和四十一年十二月六日受理 法務局職員の一万名増員等に関する請願(七通) 請願者 丹正義外十二名 紹介議員 大森 創造君 この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。
第三二六六号 昭和四十一年十二月六日受理 法務局職員の一万名増員等に関する請願(七通) 請願者 島取市湯所町一ノ五七四 谷口美 紹介議員 中村 英男君 この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。
第三二七七号 昭和四十一年十二月六日受理 法務局職員の一万名増員等に関する請願(十通) 請願者 茨城県水戸市大町三丁目 村山ま 紹介議員 森 元治郎君 この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。
第三二七八号 昭和四十一年十二月六日受理 法務局職員の一万名増員等に関する請願(十通) 請願者 東野昇外四名 紹介議員 木村 美智男君 この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。
第三二七九号 昭和四十一年十二月六日受理 法務局職員の一万名増員等に関する請願(六通) 請願者 札幌市琴似町二十四軒七八 武部 紹介議員 北村 輝君 この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。
第三二七七号 昭和四十一年十二月七日受理 法務局職員の一万名増員等に関する請願(六通) 請願者 三郎外五名 紹介議員 小林 武君 この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。
第三二七八号 昭和四十一年十二月七日受理 法務局職員の一万名増員等に関する請願(六通) 請願者 村方 小久保雅弘外五名 紹介議員 羽生 三七君 この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。
第三二七九号 昭和四十一年十二月七日受理 法務局職員の一万名増員等に関する請願(十通) 請願者 一外九名 紹介議員 羽生 三七君 この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。
第三二八〇号 昭和四十一年十二月七日受理 法務局職員の一万名増員等に関する請願(十一通) 請願者 合重正外八名 紹介議員 矢山 有作君 この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。
第三二八一号 昭和四十一年十二月七日受理 法務局職員の一万名増員等に関する請願(九通) 請願者 岡山市北方西本町一、〇〇二 川 紹介議員 矢山 有作君 この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。
第三二八二号 昭和四十一年十二月七日受理 法務局職員の一万名増員等に関する請願(十通) 請願者 長野県南佐久郡田中町 菊原今朝 紹介議員 矢山 有作君 この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。
第三二八三号 昭和四十一年十二月七日受理 法務局職員の一万名増員等に関する請願(十通) 請願者 茨城県水戸市千波町五四一 枝川 紹介議員 戸田 菊雄君 この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。
第三二八四号 昭和四十一年十二月七日受理 法務局職員の一万名増員等に関する請願(十一通) 請願者 大分市中島東三丁目 今井洋子外 紹介議員 鶴園 哲夫君 この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。
第三二九五号 昭和四十一年十二月七日受理 法務局職員の一万名増員等に関する請願(七通) 請願者 さ外四名 紹介議員 森 元治郎君 この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。
第三二九六号 昭和四十一年十二月七日受理 法務局職員の一万名増員等に関する請願(八通) 請願者 七 田中寛外七名 紹介議員 大森 創造君 この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。
第三二九七号 昭和四十一年十二月七日受理 法務局職員の一万名増員等に関する請願(八通) 請願者 二瀬志本英人外六名 紹介議員 林 虎雄君 この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。
第三二九八号 昭和四十一年十二月七日受理 法務局職員の一万名増員等に関する請願(八通) 請願者 長野県上田市大字常入二、〇七 紹介議員 二瀬志本英人外六名 この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。

法務局職員の一万名増員等に関する請願(六通)

請願者

富山県上新川郡大沢野町笹津七八
五 永瀬美佐保外五名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。

第四六〇号 昭和四十一年十二月九日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(七通)

請願者 熊本市出水町園府 赤池郁代外
六名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。

法務局職員の一万名増員等に関する請願(七通)

請願者 熊本市出水町園府 赤池郁代外
六名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。

第四六一号 昭和四十一年十二月九日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(八通)

請願者 北海道岩見沢市一二条西三丁目
土永信夫外七名

紹介議員 北村 嘲君

この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。

第四六二号 昭和四十一年十二月九日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(八通)

請願者 福島市大波字黒志田四一 加藤美
江子外七名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。

第四六三号 昭和四十一年十二月九日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(八通)

請願者 東京都府中市美好町一ノ九二
横内弘子外七名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。

第四六四号 昭和四十一年十二月九日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(八通)

請願者 京都市北区紫野郷の上仲町二二
小沢良子外七名

紹介議員 藤田勝太郎君

この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。

第四六五号 昭和四十一年十二月九日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(八通)

請願者 大阪府堺市南瓦町二二 黒田速雄
外七名

紹介議員 木村美智男君

この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。

第四六六号 昭和四十一年十二月九日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(十通)

請願者 津城県猿島郡岩井町岩井四、六七
二 木村正行外九名

紹介議員 大森 創造君

この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。

第四六七号 昭和四十一年十二月九日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(十一通)

請願者 長野市大字南堀一九四 宮沢克実
外十名

紹介議員 鶴園 哲夫君

この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。

第五二四号 昭和四十一年十二月十日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(五通)

請願者 茨城県下妻市小島一、一〇一 寺
崎新外四名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。

第五二五号 昭和四十一年十二月十日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(五通)

請願者 茨城県石岡市石岡八五四 山田哲
夫外四名

紹介議員 森 元治郎君

この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。

第五二六号 昭和四十一年十二月十日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(五通)

請願者 東京都葛飾区上千葉町一、六二五
晴美莊内 大里知彦外四名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。

第五二七号 昭和四十一年十二月十日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(五通)

請願者 岡山県阿哲郡大佐町大字永富一、
六六七 坂本清志外四名

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。

第五二八号 昭和四十一年十二月十日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(五通)

請願者 熊本県八代市篠添町一、五〇七
平野英雄外四名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。

この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。

第五二九号 昭和四十一年十二月十日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(六通)

請願者 大阪府岸和田市下池田町二三六
一 武田進外五名

紹介議員 木村美智男君

この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。

第五三〇号 昭和四十一年十二月十日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(六通)

請願者 京都府福知山市字川北四八九 片
岡克己外五名

紹介議員 北村 嘲君

この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。

第五三一号 昭和四十一年十二月十日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(六通)

請願者 青森市大字浦町字野脇五一 斎藤
浩外五名

紹介議員 北村 嘲君

この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。

第五三二号 昭和四十一年十二月十日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(七通)

請願者 長野県飯田市大瀬木九二八 市瀬
武人外六名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。

第五三三号 昭和四十一年十二月十日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(七通)

請願者 福島県二本松市茶園一ノ三一 渡
辺紀子外六名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。

第五三四号 昭和四十一年十二月十日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(九通)

請願者 熊本県八代市篠添町一、五〇七
平野英雄外四名

紹介議員 藤田勝太郎君

この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。

請願者 富山県黒部市生地吉田 濑田章吉 紹介議員 川村 清一君	この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。	第五三五号 昭和四十一年十二月十日受理 法務局職員の一万名増員等に関する請願(八通) 請願者 福島県東白川郡棚倉町大字関口宇愛宕平一二九 笠原克洋外七名
紹介議員 村田 秀三君 請願者 長野県須坂市沼田町 木崎忠清外十二名	この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。	第五三六号 昭和四十一年十二月十日受理 法務局職員の一万名増員等に関する請願(十三通) 請願者 鶴園 哲夫君
紹介議員 林 虎雄君 請願者 長野県大町市大字常盤六、九四二 竹村賢信外二名	この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。	第五三七号 昭和四十一年十二月十二日受理 法務局職員の一万名増員等に関する請願(六通) 請願者 長野県飯田市駄科七八九 伊東憲 一外五名
紹介議員 藤田 藤太郎君 請願者 内宏美外五名	この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。	第五三八号 昭和四十一年十二月十二日受理 法務局職員の一万名増員等に関する請願(六通) 請願者 京都府宇治市六地蔵柿ノ木町 羽生 三七君
紹介議員 藤田 藤太郎君 請願者 岡山県真庭郡久世町大字余野下 岡本高明外五名	この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。	第五三九号 昭和四十一年十二月十二日受理 法務局職員の一万名増員等に関する請願(六通) 請願者 福島県会津若松市町北町大字上荒 久田字鉢木五一 吉田弘外十二 名
紹介議員 村田 秀三君 請願者 札幌市琴似町発寒九七二ノ一九 中山義久外七名	この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。	第五四〇号 昭和四十一年十二月十二日受理 法務局職員の一万名増員等に関する請願(八通) 請願者 大阪市都島区都島本通四ノ三三 高橋健治外十二名
紹介議員 木村 美智男君 請願者 茨城県真壁郡協和町門井一、九六 中島文夫外三名	この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。	第五四一号 昭和四十一年十二月十二日受理 法務局職員の一万名増員等に関する請願(八通) 請願者 桐原重三君
紹介議員 森 元治郎君 請願者 茨城県水戸市中丸町二八九ノ二 三 中島文夫外三名	この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。	第五四二号 昭和四十一年十二月十二日受理 法務局職員の一万名増員等に関する請願(九通) 請願者 佐藤恵一外十三名
紹介議員 小林 武君 請願者 茨城県水戸市中丸町二八九ノ二 八 有田武雄外四十六名	この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。	第五四三号 昭和四十一年十二月十二日受理 法務局職員の一万名増員等に関する請願(十通) 請願者 竹田 現照君
紹介議員 大森 創造君 請願者 熊本市花園町七九六 清田裕一外四名	この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。	第五四四号 昭和四十一年十二月十二日受理 法務局職員の一万名増員等に関する請願(十三通) 請願者 長野県星井町二ノ六ノ一六 高井 忠司外九名
紹介議員 中村 英男君 請願者 鳥取市立川町四ノ一六二 飯野充 美外二十一名	この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。	第五四五号 昭和四十一年十二月十二日受理 法務局職員の一万名増員等に関する請願(二十八通) 請願者 長野県上伊那郡辰野町小野一、六 原後雄外二十七名
紹介議員 鶴園 哲夫君 請願者 群馬県群馬郡群馬町中泉一五三 角田貢外三十一名	この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。	第五五五号 昭和四十一年十二月十三日受理 法務局職員の一万名増員等に関する請願(三十二通) 請願者 群馬県群馬郡群馬町中泉一五三 吉田勝外四十四名
紹介議員 大和 与一君 請願者 大阪市生野区鶴橋北之町三ノ二一 和孝君	この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。	第五五六号 昭和四十一年十二月十三日受理 法務局職員の一万名増員等に関する請願(四十五通) 請願者 大阪市生野区鶴橋北之町三ノ二一 和孝君

この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。

第五八二号 昭和四十一年十二月十三日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願（四十八通）

請願者 埼玉県浦和市白幡五四五 山辺誠
紹介議員 大河原一次君

この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。
第五八三号 昭和四十一年十二月十三日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願（五十六通）

請願者 高知県香美郡物部村大柄一、六四
紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。
第五八四号 昭和四十一年十二月十三日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願（六十通）

請願者 宮崎市春日町一ノ三三 原田茂成
紹介議員 佐多忠隆君

この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。
第五八五号 昭和四十一年十二月十三日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願（五十九通）

請願者 岐阜県高山市花里町二ノ三九一
紹介議員 中村波男君

この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。
第五八六号 昭和四十一年十二月十三日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願（八十一通）

請願者 青森県弘前市大字長坂町一八ノ六
紹介議員 北村暢君

この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。

第五八七号 昭和四十一年十二月十三日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願（百五十通）

請願者 福岡県築上郡椎田町大字宇留津七〇六
紹介議員 鶴園哲夫君

この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。
第五八八号 昭和四十一年十二月十三日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願（七十通）

請願者 石川県金沢市馬場六番丁 平野実
紹介議員 近藤信一君

この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。
第五八九号 昭和四十一年十二月十三日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願（六十六通）

請願者 富山市桜町一ノ七 野崎晃外六十
紹介議員 川村清二君

この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。
第五九〇号 昭和四十一年十二月十三日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願（五十七通）

請願者 京都市左京区川端通今出川上ル下
紹介議員 藤田藤太郎君

この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。
第五九一号 昭和四十一年十二月十三日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願（五十九通）

請願者 千葉県松戸市大谷口七八九 宮沢
紹介議員 森中守義君

この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。
第五九二号 昭和四十一年十二月十三日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願（五十九通）

請願者 松三外五十六名
紹介議員 岡田宗司君

この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。
第五九三号 昭和四十一年十二月十三日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願（五十一通）

請願者 土肥公子外三十九名
紹介議員 林虎雄君

この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。
第五九四号 昭和四十一年十二月十三日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願（五十一通）

請願者 上美奈子外五十名
紹介議員 小林武君

この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。
第五九五号 昭和四十一年十二月十三日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願（五十九通）

請願者 柳町一七 岩崎弘子外五十名
紹介議員 藤田藤太郎君

この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。

第五九六号 昭和四十一年十二月十三日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願（七十七通）

請願者 熊本県人吉市鬼木町五五三ノ四
紹介議員 森中守義君

この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。
第五九七号 昭和四十一年十二月十三日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願（五十一通）

請願者 井戸男外四名
紹介議員 長野県大町市常盤三、五四四
今

この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。
第五九八号 昭和四十一年十二月十三日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願（七通）

請願者 田羊子外六名
紹介議員 戸田菊雄君

この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。
第五九九号 昭和四十一年十二月十三日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願（六通）

請願者 次城県水戸市寺町一、六八八
飯

この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。
第六〇〇号 昭和四十一年十二月十三日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願（五十一通）

請願者 小泉正外五名
紹介議員 森元治郎君

この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。
第六〇一号 昭和四十一年十二月十三日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願（五十一通）

請願者 長野県大町市常盤三、五四四
今

この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。
第六〇二号 昭和四十一年十二月十三日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願（五十一通）

請願者 地二三雄外五十名
紹介議員 鈴木壽君

この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。
第六〇三号 昭和四十一年十二月十三日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願（十三通）

請願者 秋田県大曲市金谷町三ノ一二
菊

第五九七号 昭和四十一年十二月十三日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願（十四通）

請願者 岡山県勝田郡勝央町勝間田八幡
鹿三郎外十三名

この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。
第七〇八号 昭和四十一年十二月十三日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願（十三通）

第一部分 内閣委員会議録第一号 昭和四十一年十二月二十日 【参議院】

請願者 長野県上田市大字秋和八五八 宮島秀起外十二名
紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。

第七〇九号 昭和四十一年十二月十三日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願(二十三通)
請願者 岡山県英田郡美作町林野七四 関田茂外二十二名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。

第七一〇号 昭和四十一年十二月十三日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願(四十通)

請願者 福島市松木町二ノ一六 蒲原栄子
外三十九名
紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。
第七一一号 昭和四十一年十二月十三日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願(六十一通)
請願者 滋賀県蒲生郡蒲生町大字川合一、六一六ノ二 中村延夫外六十名
紹介議員 松永 忠二君
この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。

第七一二号 昭和四十一年十二月十三日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願(七十五通)
請願者 徳島市住吉二ノ一〇ノ二一 中尾隆之外七十四名
紹介議員 千葉千代世君
この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。

第七二三号 昭和四十一年十二月十三日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願(七十五通)
請願者 千葉県柏市大室地区の陸上自衛隊ホーク・ミサイル基地建設反対に関する請願(二通)
紹介議員 柳岡 秋夫君
この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。

第六〇二号 昭和四十一年十二月十三日受理
千葉県柏市大室地区の陸上自衛隊ホーク・ミサイル基地建設反対に関する請願
請願者 千葉県柏市豊四季園地九三ノ一〇
この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。

第二四八号 昭和四十一年十二月五日受理
千葉県柏市大室地区の陸上自衛隊ホーク・ミサイル基地建設反対に関する請願
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。
ル基建設反対に関する請願

請願者 千葉県柏市柏市柏一、五三四ノ三四
紹介議員 木島 義夫君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。
理由
一、このミサイル基地建設は当市の開発計画及び農業振興計画に重大な支障をきたすことが予想され、また、市民を極度の不安におとしいれている。
二、このため柏市議会は昭和四十年八月二日「ホーク基地設置に対する反対決議」を満場一致で採択し、市長とともに反対の意向を関係当局に表明してきた。これに対して防衛庁長官はじめ当局は現地と十分話し合つた上で正式決定するとの回答をなしていながらもかわらず、今回突然正式決定を行なつたものであり、この措置に対しても私どもは驚きと憤りを禁じえない。

防衛庁が第二次防衛力整備計画に基づき昭和四十一年十一月二十四日に正式決定したと伝えられる柏市大室地区の陸上自衛隊ホーク・ミサイル基地建設に反対し、その工事の即時中止を要請する。

第六〇四号 昭和四十一年十二月十三日受理
千葉県柏市大室地区の陸上自衛隊ホーク・ミサイル基地建設反対に関する請願
請願者 千葉県柏市高野台 清屋武夫外一名
紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第六〇五号 昭和四十一年十二月十三日受理
千葉県柏市大室地区の陸上自衛隊ホーク・ミサイル基地建設反対に関する請願
請願者 千葉県柏市豊四季園地九六ノ一
紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第六〇六号 昭和四十一年十二月十三日受理
千葉県柏市大室地区の陸上自衛隊ホーク・ミサイル基地建設反対に関する請願
請願者 千葉県柏市豊四季八二九 杉山一
紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第六〇七号 昭和四十一年十二月十三日受理
千葉県柏市大室地区の陸上自衛隊ホーク・ミサイル基地建設反対に関する請願
請願者 千葉県柏市柏一、五三四ノ三四
紹介議員 柳岡 秋夫君
この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。

第六〇八号 昭和四十一年十二月十三日受理
千葉県柏市大室地区の陸上自衛隊ホーク・ミサイル基地建設反対に関する請願
請願者 千葉県柏市豊四季園地九三ノ一〇
紹介議員 山下 春江君
この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。

第六〇九号 昭和四十一年十二月十三日受理
千葉県柏市大室地区の陸上自衛隊ホーク・ミサイル基地建設反対に関する請願
請願者 千葉県柏市豊四季園地九三ノ一〇
紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第六一〇号 昭和四十一年十二月十三日受理
千葉県柏市大室地区の陸上自衛隊ホーク・ミサイル基地建設反対に関する請願
請願者 千葉県柏市豊四季園地九三ノ一〇
紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

二 普通恩給年額の是正
第一条 第二項の規定を復活すること。
二、特別項症ないし第二項症の特別加給二万四千円を三万六千円に改定するとともに、第三項症以下の増加恩給や傷病年金にも次のとおり加給すること。
1 近時国民年金法その他所得給付關係法規の改正により月額五千円ないし一万円年金が実現しつつあるとき、戦傷病者に給される恩給(増加恩給に併給されるものを含む)について、これらとの均衡を考慮し抜本的は是正すること。
2 昭和二十八年法律第百五十五号附則第十一条款第二項の規定を復活すること。
四 特別項症ないし第二項症の特別加給二万四千円を三万六千円に改定するとともに、第三項症以下の増加恩給や傷病年金にも次のとおり加給すること。
1、公務扶助料を一本化すること。
2、(增加恩給受給者が死亡したときは、すべて第二号の規定による扶助料を支給すること。
3、職務関連り傷病者に対する非公務取扱いを是正すること。
4、法の改正等混乱時の時効失権者となつた戦傷病者に傷病恩給を支給すること。また、現認証明書又は、事実証明書等公務傷病の認定に要する資料を所持していない者に対する特別の措置を講ずること。
5、目症者に年額一万二千円を下回らない年金を支給すること。
6、増加恩給の特別項症の金額を是正すること。
7、(第一項症の額に、総合された不具廢疾の症項の額を加えた額に是正すること。
8、受傷もしくはり病後二十年を経過した有期傷病恩給を無期恩給に改定すること。
9、傷病年金の扶養加給の制限廃止等
1 現在傷病年金の扶養加給は、受給者の妻だけに制限されているが、現扶養家族に支給するよう制限を廃止すること。
2、家族加給を現在の経済情勢等に適合する

ようには是正すること。

当 傷病年金受給者の死亡後における遺族補償として、一定額の扶助料を支給すること。

◎戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金同一時金に係わる不均衡は正に關するもの

(+) 本邦等で勤務に關連して生起した旧軍人、旧準軍人の傷痍、疾病に対し障害年金を支給すること。

(+) 年金、一時金の支給範囲の制限を廢止し、恩給法同様新第五款症までに支給すること。

(+) 年金、一時金の選択の制限を廢止し、受給権者に年金、一時金の選択の自由を与えること。

(+) 年金、一時金の支給範囲の制限を廢止し、恩給法同様新第五款症までに支給すること。

紹介議員 石原幹市郎君

恩給法第二条の二の調整規定の趣旨とのつり公務扶助料等を増額すること、法の不備等によりまだその恩典に浴しない戦没者遺族に対して恩給法等を適用するなど、戦没者遺族の待遇改善に必要な措置をすみやかに講ずるよう強く要望する。

第六二八号 昭和四十一年十二月十三日受理

公務員賃金の大幅引上げ実現に関する請願

請願者 東京都板橋区小茂根町一ノ三ノ一

紹介議員 岩間 正男君

八 麻生正文外三十七名

公務員の生活は、政府の低賃金政策により、物価の上昇重税と相まって日々苦しきの一途をたどっている。われわれは現在一律七千円賃上げの要求で戦っている。しかるにこのさきやかな要求をふみにじつて史上最低の人事院勧告(六パーセント)すら九月実施に値切ってきた。ストrikeのないわれわれ公務員の代價機関である人事院がこのようないい効果を行なうことにも問題があるが、これを値切った使用者である政府の態度にはもうがまんできない。せめて最低限である人事院勧告を完全実施されたい。

いこと。

宿日直手当を増額すること。

7 6 首切り反対、退職勧奨をやめること。欠員をただちに补充し、大幅に人員を増員すること。

7 6 仮眠時間中の賃金を払うこと。

夜勤手当の割増率をただちに増すこと。

週四十時間制を実施すること。

汽かん士、電工などについて免許に見合う保障すること。

年金受給資格をくり下げるのこと。

定年制の検討をやめること。

運転手等に危険手当を支給すること。

汽かん士、電工などについて免許に見合う保障すること。

潜水手当を増額し、本俸にとり入れること。

船舶に最低三名を配属すること。

交換台は一座席最低三名を配置すること。

看護婦の夜勤制限をし、月六日間とするこ

と。

看護婦の産後の夜勤は一年間させないこと。

看護婦の一人夜勤をただちにやめ、夜勤勤務中の休憩、休息を与えること。

職業病をふせぎ、健康管理を充実させ、安心して働く職場にすること。

第六二九号 昭和四十一年十二月十三日受理

公務員給与表における行政職等の差別待遇の撤廃等労働条件改善に関する請願

請願者 東京都小金井市芦井北町三、八八六新保忠也外九十九名

紹介議員 野坂 参三君

一、連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

一、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律(昭和三十六年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「給付金の支給原因」を「給付金(特別給付金を除く)の支給原因」に、「事実の生じた日」を「事実の生じた日」とし、特別給付金については連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第一号)の施行の日とする」と改める。

第五条中「給付を受け、」を「給付金(特別給付金を除く)を受け受け、」に改め、同条に次の一項を加える。

2 この法律による障害給付金、遺族給付金及び打切給付金に相当する他の法令の規定による給付の額がこの法律による当該給付金の額をこえていることにより、前項の規定によりこの法律による当該給付金の支給を受けなかつたときは、当該える金額の限度において、この法律による特別給付金を支給しない。

第六条に次の一号を加える。

七 特別給付金

十二月十九日本委員会に左の案件を付託された。

第一部 内閣委員会議録第一号 昭和四十一年十二月二十日 【參議院】

第一編 内閣委員会會議録第一号

昭和四十二年十一月二十日

別表第一 行政職俸給表
1 行政職俸給表(一)

職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
号俸	俸給	月額	俸給	月額	俸給	月額	俸給	月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	83,100	60,800				25,700	22,100	16,600
2	87,300	64,000	52,800	43,100	33,600	27,400	23,300	17,300
3	91,500	67,200	55,300	45,400	35,800	29,100	24,500	18,000
4	95,700	70,400	57,800	47,700	38,000	31,000	25,700	18,700
5	99,900	73,600	60,300	50,000	40,200	32,900	27,200	19,500
6	104,100	76,800	62,800	52,300	42,400	34,900	28,700	20,300
7	108,300	80,000	65,300	54,600	44,600	36,900	30,400	21,200
8	112,500	83,200	67,800	56,900	46,800	38,900	32,100	22,100
9	116,700	86,400	70,300	59,200	49,000	40,900	33,800	23,100
10	120,700	89,400	72,800	61,500	51,200	42,800	35,500	24,100
11	124,100	91,900	75,200	63,700	53,100	44,700	37,000	25,100
12	126,500	94,400	77,600	65,900	55,000	46,600	38,500	26,100
13	128,900	96,300	80,000	68,100	56,900	48,500	40,000	27,200
14	131,000	98,200	82,400	70,300	58,200	49,800	40,900	28,300
15	133,100	100,100	84,200	72,300	59,500	51,100	41,800	29,100
16			86,000	74,300	60,500	52,100		29,800
17				76,000	61,500	53,100		30,500
18				77,700	62,500	54,100		
19					63,500	55,100		

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

四 行政職俸給表(二)

職務の等級		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
号	俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円
1		33,200	25,600	22,300	16,800	14,300
2		34,900	27,000	23,400	17,600	14,900
3		36,600	28,400	24,500	18,400	15,500
4		38,300	30,000	25,600	19,200	16,100
5		40,100	31,600	26,800	20,100	16,800
6		41,900	33,200	28,000	21,200	17,500
7		43,700	34,700	29,300	22,300	18,200
8		45,300	36,200	30,600	23,400	19,000
9		46,900	37,600	31,900	24,500	19,900
10		48,500	39,000	33,200	25,500	20,800
11		49,900	40,400	34,500	26,500	21,700
12		51,200	41,800	35,700	27,500	22,600
13		52,500	43,100	36,900	28,500	23,500
14		53,800	44,300	38,100	29,300	24,400
15		55,100	45,500	39,300	30,100	25,200
16		56,100	46,500	40,300	30,900	25,900
17		57,100	47,500	41,300	31,700	26,600
18		58,100	48,500	42,300	32,500	27,300
19		59,100	49,500	43,000	33,300	27,900
20		60,100	50,300	43,700	34,000	28,500
21		61,100	51,100	44,400	34,700	29,100
22		62,000	51,900	45,100	35,400	29,800
23		62,900	52,600	45,700	36,100	30,500
24		63,800	53,300	46,300	36,700	31,200
25		64,700	54,000	46,900	37,300	31,900
26		65,600			37,900	32,500
27						33,100
28						33,700
29						34,300
30						34,900

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

一般職の職員の給与に関する法律の一一部を改正する法律案

「同項第三号」とし、同項第一号中「官職」の下に「(医療職俸給表)」を加え、「同号を同項第二号」とし、同号の前に次の一號を加える。

一 医療職俸給表(一)の適用を受ける職員の官職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる官職で人事院規則で定めるもの

月額五千円

第十一条第三項本文中「六百円」を「千円」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同項第三号とし、同項第一号中「官職」の下に「(医療職俸給表)」の適用を受ける職員の官職を除く。」を加え、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一號を加える。

め。
第十一條第二項ただし書中「租し」を「ただし
に、「千五百円」を「十六百円」に、「五百円をこ
るときは、五百円」を「八百円をこえるときは、
八百円」に、「利用する外」を「利用するほか」
に、「四百五十円」を「五百円」に、「五百円に達
たないときは五百円」を「五百八十円に満たない
ときは五百八十円」に改め、同条第三項中「四百
五十円」を「五百円」に、「五百円」を「五百八
十円」に改める。

第十九条の五第一項中「第十三条の二」を「第十三条」に、「第十六条の二第一項の規定に基づく人事院規則で指定する職員」を「指定職俸給表の適用を受ける職員」に改める。
第二十二条第一項中「勤務一日につき四千九百円」を「勤務一日につき、五千九百円」に改める。

別表第二 税務職俸給表

職務の等級 号俸	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	70,400	60,800	—	—	29,800	24,500	18,100
2	73,600	64,000	49,100	39,200	31,700	25,700	18,800
3	76,800	67,200	51,400	41,400	33,600	27,200	19,600
4	80,000	70,400	53,700	43,600	35,600	28,700	20,400
5	83,200	73,600	56,000	45,800	37,600	30,400	21,200
6	86,400	76,100	58,300	48,000	39,600	32,100	22,100
7	89,400	78,600	60,600	50,200	41,600	33,800	23,100
8	92,400	81,100	62,900	52,400	43,600	35,500	24,100
9	94,900	83,200	65,200	54,600	45,600	37,200	25,100
10	97,400	85,300	67,500	56,800	47,500	38,900	26,100
11	99,500	87,300	69,700	58,700	49,400	40,400	27,500
12	101,600	89,300	71,900	60,600	51,300	41,900	28,900
13		91,300	74,100	62,500	53,200	43,400	29,900
14		93,100	76,300	63,800	54,500	44,300	30,700
15		94,900	78,300	65,100	55,500	45,200	31,500
16			80,300	66,100	56,500		
17			82,000	67,100			
18			83,700				
19			85,400				
20			87,100				
21			88,800				

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に從事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 公安職俸給表

イ 公安職俸給表(一)

職務の等級 号俸	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	70,400	60,800	—	—	24,500	21,200	19,000
2	73,600	64,000	49,100	34,800	26,100	22,200	19,700
3	76,800	67,200	51,400	37,000	28,000	23,200	20,400
4	80,000	70,400	53,700	39,200	29,900	24,500	21,200
5	83,200	73,600	56,000	41,400	31,900	26,000	22,200
6	86,400	76,100	58,300	43,600	33,900	27,800	23,200
7	89,400	78,600	60,600	45,900	35,900	29,700	24,500
8	92,400	81,100	62,900	48,200	37,900	31,600	26,000
9	94,900	83,200	65,200	50,500	39,900	33,500	27,800
10	97,400	85,300	67,500	52,700	41,900	35,400	29,600
11	99,500	87,300	69,700	54,900	43,900	37,300	31,500
12	101,600	89,300	71,900	57,100	45,900	39,200	33,400
13		91,300	74,100	59,000	47,900	41,100	35,300
14		93,100	76,300	60,900	49,900	43,000	37,200
15		94,900	78,300	62,800	51,800	44,900	39,100
16			80,300	64,100	53,700	46,800	41,000
17			82,000	65,400	55,100	48,700	42,900
18			83,700	66,400	56,500	50,600	44,800
19			85,400	67,400	57,500	52,300	46,600
20			87,100	68,400	58,500	53,700	48,400
21			88,800	69,300	59,500	55,100	50,000
22				70,200	60,500	56,100	51,500
23				71,100	61,400	57,100	52,500
24					62,300	58,100	53,400
25					63,200	59,000	54,300
26					64,100	59,900	55,200
27						60,800	56,100
28						61,700	57,000
29							58,800
30							

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

口 公安職俸給表(二)

職務の等級 号 備	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	70,400	60,800	—	—	29,800	24,500	18,400	15,600
2	73,600	64,000	49,100	39,200	31,700	25,700	19,300	16,200
3	76,800	67,200	51,400	41,400	33,600	27,200	20,200	16,900
4	80,000	70,400	53,700	43,600	35,600	28,700	21,200	17,600
5	83,200	73,600	56,000	45,800	37,600	30,400	22,200	18,400
6	86,400	76,100	58,300	48,000	39,600	32,100	23,200	19,200
7	89,400	78,600	60,600	50,200	41,600	33,800	24,300	20,100
8	92,400	81,100	62,900	52,400	43,600	35,500	25,500	21,000
9	94,900	83,200	65,200	54,600	45,600	37,200	26,800	21,900
10	97,400	85,300	67,500	56,800	47,500	38,900	28,200	22,900
11	99,500	87,300	69,700	58,700	49,400	40,600	29,700	23,900
12	101,600	89,300	71,900	60,600	51,300	42,100	31,200	25,100
13		91,300	74,100	62,500	53,200	43,600	32,700	26,400
14		93,100	76,300	63,800	54,500	44,800	34,200	27,700
15		94,900	78,300	65,100	55,500	46,000	35,700	28,900
16			80,300	66,100	56,500	47,000	37,100	30,000
17			82,000	67,100	57,500	48,000	38,500	31,100
18			83,700			49,000	39,700	32,100
19			85,400			50,000	40,900	33,100
20			87,100				41,800	34,000
21			88,800				42,700	34,900
22							43,600	35,800

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表

イ 海事職俸給表(一)

職務の等級 号 備	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	職務の等級 号 備	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	35,600	27,600	21,900	16,600	1	62,000	47,600	36,400	27,400	19,700
2	37,900	29,000	22,900	17,400	2	65,300	50,500	39,100	29,000	20,600
3	40,100	30,400	23,900	18,300	3	68,600	53,400	41,800	30,600	21,900
4	42,200	31,800	25,100	19,200	4	72,000	56,300	44,400	32,200	23,200
5	44,300	33,600	26,300	20,100	5	75,400	59,200	46,900	34,100	24,600
6	46,200	35,600	27,600	21,000	6	78,800	61,800	49,400	36,100	26,000
7	48,100	37,700	28,900	21,900	7	82,200	64,400	51,900	38,100	27,400
8	50,000	39,800	30,200	22,800	8	85,600	67,000	54,400	40,100	28,700
9	51,500	41,700	31,700	23,700	9	89,000	69,400	56,800	42,100	30,000
10	53,000	43,500	33,200	24,700	10	92,200	71,800	59,200	44,100	31,300
11	54,500	45,300	34,700	25,900	11	95,400	73,900	61,000	45,900	32,700
12	56,000	46,800	36,300	27,200	12	98,600	76,000	62,800	47,700	34,100
13	57,400	48,300	37,900	28,500	13	101,800	77,600	64,300	49,400	35,500
14	58,800	49,500	39,400	29,800	14	103,900	79,200	65,800	51,000	36,800
15	60,200	50,600	40,900	31,100	15	106,000	80,800	67,300	52,600	38,100
16	61,400	51,700	42,400	32,400	16	108,100	82,400	68,800	54,100	39,400
17	62,600	52,800	43,800	33,600	17	110,200	84,000	70,300	55,600	40,700
18	63,700	53,900	45,100	34,800	18	112,200				41,900
19	64,800	54,900	46,100	35,800	19	114,200				43,100
20	65,900	55,900	47,100	36,800	20					44,200
21	66,900	56,900	48,100	37,600	21					45,300
22	67,900	57,900	49,000	38,400						
23	68,900		49,900	39,200						
24				40,000						

備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(一))の適用を受ける者を除く。)で人事院規則で定めるものに適用する。

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他の人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

口 教育職俸給表(二)

職務の等級	1 等級		2 等級		3 等級	
	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額
1		—	23,300	17,900		
2		51,100	24,800	18,700		
3		53,400	26,100	19,500		
4		55,700	27,400	20,300		
5		58,000	28,900	21,400		
6		60,500	30,600	22,600		
7		63,000	32,300	23,800		
8		65,500	34,200	25,000		
9		68,000	36,200	26,300		
10		70,500	38,200	27,600		
11		73,000	40,300	29,200		
12		75,500	42,400	30,900		
13		78,000	44,500	32,800		
14		80,500	46,600	34,700		
15		83,000	48,700	36,600		
16		85,500	50,800	38,500		
17		88,000	52,900	40,400		
18		90,100	55,000	42,300		
19		92,200	57,100	44,200		
20		94,300	59,200	45,700		
21		96,400	61,300	47,200		
22		98,200	63,400	48,700		
23		100,000	65,500	50,200		
24		101,800	67,600	51,200		
25		103,600	69,700	52,200		
26			71,800	53,200		
27			73,900	54,200		
28			75,800	55,200		
29			77,700	56,200		
30			79,300	57,100		
31			80,900	58,000		
32			82,500	58,900		
33			84,000	59,800		
34			85,500	60,700		
35			86,700			
36			87,900			
37			89,100			

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表

イ 教育職俸給表(一)

職務の等級	1 等級		2 等級		3 等級		4 等級		5 等級	
	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額
1		—	36,000	24,800	19,500					
2		60,900	45,700	38,600	26,300	20,600				
3		64,200	48,600	41,200	27,800	21,700				
4		67,500	51,500	43,800	29,700	22,800				
5		70,900	54,400	46,400	31,600	24,000				
6		74,300	57,100	49,000	33,500	25,200				
7		77,700	59,800	51,600	35,600	26,700				
8		81,100	62,500	53,800	37,700	28,300				
9		84,500	65,200	56,000	39,800	30,200				
10		87,900	67,900	58,200	41,900	32,100				
11		91,200	70,400	60,400	44,000	34,100				
12		94,500	72,900	62,500	46,100	36,100				
13		97,800	75,200	64,600	48,200	38,100				
14		101,100	77,500	66,400	50,100	40,100				
15		104,400	79,800	68,200	52,000	42,100				
16		107,700	81,900	70,000	53,900	44,100				
17		110,900	84,000	71,800	55,800	46,000				
18		113,900	86,100	73,600	57,000	47,900				
19		116,900	88,000	75,400	58,200	49,400				
20		119,900	89,900	77,200	59,400	50,900				
21		122,900	91,600	78,900	60,600	52,200				
22		125,900	93,300	80,600	61,800	53,500				
23		128,900	95,000	82,200	63,000	54,500				
24		131,000	96,400	83,800	64,200	55,500				
25		133,100	97,800	85,000	65,300	56,500				
26				86,200	66,400	57,500				
27				87,400	67,500	58,500				

備考(一) この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) この表の1等級の24号俸及び25号俸の号俸は、大学院を置く大学の教授で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

職務の等級	1 等級		2 等級		3 等級	
	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額
1	1	20,300円	2	21,800	3	23,300
2	41,700	43,800	4	45,900	5	48,000
3	48,000	50,100	6	52,200	7	54,300
4	50,100	52,200	8	54,300	9	56,400
5	52,200	54,300	10	56,400	11	58,500
6	54,300	56,400	12	58,500	13	60,600
7	56,400	58,500	14	62,700	15	64,800
8	58,500	60,600	16	64,900	17	66,900
9	60,600	62,700	18	67,000	19	69,000
10	62,700	64,800	20	68,700	21	70,800
11	64,800	66,900	22	70,800	23	73,900
12	66,900	69,000	24	72,900	25	75,000
13	69,000	71,100	26	74,100	27	76,200
14	71,100	73,200	28	76,200	29	78,300
15	73,200	75,300	30	78,300	31	80,400
16	75,300	77,400	32	80,400	33	82,500
17	77,400	79,500	34	82,500	35	84,600
18	79,500	81,600	36	84,600	37	86,700
19	81,600	83,700	38	86,700	39	88,800
20	83,700	85,800				
21	85,800	87,900				
22	87,900	89,900				
23	89,900	91,900				
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

備考 この表は、高等専門学校に勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 医療職俸給表
1 医療職俸給表(一)

職務の等級 号俸	1等級	2等級	3等級	4等級
	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	77,700	55,200	—	29,000
2	81,100	58,400	46,400	31,000
3	84,500	61,600	49,300	33,000
4	87,900	64,800	52,200	35,000
5	91,200	68,000	55,100	37,700
6	94,500	71,200	57,800	40,400
7	97,500	74,400	60,500	43,100
8	100,500	77,600	63,200	45,700
9	103,500	80,800	65,900	48,300
10	106,500	84,000	68,600	50,900
11	109,300	86,800	71,300	53,500
12	112,100	89,600	73,900	55,400
13	114,900	92,400	76,500	57,300
14	117,600	94,800	79,100	59,200
15	120,200	97,200	80,700	61,100
16	122,800	99,000	82,300	63,000
17	125,400	100,800	83,700	64,900
18	127,500	102,600	85,100	66,800
19	129,600	104,400	86,500	68,500
20			87,900	70,200
21			89,300	71,500
22				72,800
23				74,100

備考 この表は、病院・療養所・診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 研究職俸給表

職務の等級 号俸	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	—	—	22,500	19,500	16,600
2	55,800	36,400	23,900	20,400	17,300
3	58,400	38,900	25,300	21,400	18,000
4	61,000	41,400	26,900	22,400	18,700
5	64,000	43,800	28,800	23,700	19,500
6	67,000	46,200	30,900	25,000	20,400
7	70,200	48,600	33,000	26,400	21,400
8	73,400	50,800	35,200	28,100	22,400
9	77,000	53,000	37,400	29,800	23,500
10	80,600	55,200	39,600	31,800	24,600
11	84,400	57,400	41,800	33,800	25,700
12	88,200	59,600	44,000	35,900	26,900
13	92,100	61,800	46,200	38,000	28,100
14	96,100	64,400	48,400	40,100	29,300
15	100,100	66,200	50,600	42,100	30,300
16	104,100	68,400	52,600	44,100	31,200
17	107,800	70,400	54,600	45,900	32,100
18	111,300	72,400	56,600	47,700	
19	114,800	74,400	58,600	49,300	
20	117,600	76,000	60,100	50,600	
21	120,200	77,600	61,600	51,900	
22	122,800	79,200	62,900	53,200	
23	125,400	80,600	64,200	54,200	
24	127,500	82,000	65,400	55,200	
25	129,600	83,400	66,600	56,200	
26		84,800	67,800	57,200	
27		86,200	69,000		
28		87,600			

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

八 医療職俸給表(三)

職務の等級 号俸	1等級	2等級	3等級	4等級
	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	37,700	29,000	21,500	17,800
2	39,800	30,900	22,500	18,700
3	41,900	33,000	23,600	19,600
4	44,000	35,100	24,700	20,500
5	46,100	37,200	25,800	21,500
6	48,200	39,200	27,200	22,500
7	50,300	41,200	28,700	23,500
8	52,300	43,200	30,300	24,600
9	54,300	45,200	31,900	25,700
10	56,300	47,000	33,500	27,000
11	58,300	48,800	35,100	28,400
12	60,300	50,600	36,700	29,800
13	61,800	52,100	38,300	31,200
14	63,300	53,600	39,800	32,600
15	64,800	54,800	41,000	34,000
16	66,300	56,000	42,200	35,000
17	67,800	57,200	43,400	36,000
18	69,000	58,200	44,600	36,900
19	70,200	59,100	45,600	37,800
20	71,400	60,000	46,500	38,700
21	72,500	60,900	47,400	
22	73,600	61,800	48,300	
23	74,700	62,700		
24	75,700			
25	76,700			
26	77,700			

備考 この表は、病院・療養所・診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

口 医療職俸給表(二)

職務の等級 号俸	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	63,000	45,100	29,600	22,100	19,500	17,300
2	66,300	47,600	31,700	23,300	20,300	18,000
3	69,600	50,100	33,800	24,500	21,200	18,700
4	72,900	52,600	35,900	25,700	22,100	19,500
5	76,200	55,100	38,100	27,400	23,200	20,300
6	79,500	57,600	40,300	29,100	24,400	21,200
7	82,800	60,100	42,500	31,000	25,600	22,100
8	85,600	62,400	44,700	32,900	27,000	23,100
9	88,400	64,700	46,900	34,900	28,500	24,000
10	91,100	66,900	49,100	36,900	30,200	24,700
11	93,800	69,100	51,300	38,900	31,900	25,400
12	95,700	71,100	53,200	40,900	33,600	26,100
13	97,600	73,100	55,100	42,800	35,300	26,800
14	99,300	75,100	57,000	44,700	37,000	
15	101,000	76,600	58,500	46,500	38,500	
16	102,700	78,100	60,000	48,300	40,000	
17		79,600	61,100	49,600	40,900	
18		81,100	62,200	50,900	41,800	
19				51,900	42,600	
20				52,900	43,400	
21				53,800		
22				54,700		

備考 この表は、病院・療養所・診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

- 4 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員の切替日ににおける号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

(切替日から施行日の前日までの間の異動者の号俸等)

別表第八 指定職俸給表

号俸	俸給	
	甲	乙
1	180,000	116,000
2	190,000	124,000
3	200,000	132,000
4	210,000	140,000
5	220,000	148,000
6	230,000	156,000
7	250,000	164,000
8		172,000
9		180,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の所長、病院又は療養所その他定めるものに適用する。

- 5 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間ににおいて、改正前の法の規定により新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日ににおける号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定める(切替日前の異動者の号俸等の調整)

- 6 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたもとのとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことことができる。

(旧号俸等の基礎)

- 7 附則第二項から前項までの規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けたいた号俸又は俸給月額は、同法及びこれに基づく命令に従つて定められたものでなければならない。

(給与の内訳)

附則別表

俸給表		職務の等級	
(一)	3等級	4等級	5等級
(二)	3等級	4等級	
(三)	3等級	4等級	
(四)	3等級	4等級	
(五)	1等級	2等級	
(六)	1等級	2等級	
(七)	1等級	2等級	
(八)	1等級	2等級	
(九)	1等級	2等級	
(十)	1等級	2等級	
(十一)	1等級	2等級	
(十二)	1等級	2等級	
(十三)	1等級	2等級	
(十四)	1等級	2等級	
(十五)	1等級	2等級	
(十六)	1等級	2等級	
(十七)	1等級	2等級	
(十八)	1等級	2等級	
(十九)	1等級	2等級	
(二十)	1等級	2等級	
(二十一)	1等級	2等級	
(二十二)	1等級	2等級	
(二十三)	1等級	2等級	
(二十四)	1等級	2等級	
(二十五)	1等級	2等級	
(二十六)	1等級	2等級	
(二十七)	1等級	2等級	
(二十八)	1等級	2等級	
(二十九)	1等級	2等級	
(三十)	1等級	2等級	

- 4 秘書官の俸給月額は、特別の事情により別表第三に掲げる俸給月額により難いときは、第一項の規定にかかわらず、同表に掲げる八号俸の俸給月額にその額と同表に掲げる七号俸の俸給月額との差額を加えた額又はその差額の二倍に相当する額を加えた額とすることができる。
第四条第二項中「四千九百円」を「五千九百円」に、「九千円」を「九千四百円」に改める。
第九条中「四千九百円」を「五千九百円」に改める。
別表第一から別表第三までを次のように改める。

- 3 切替日の前日においてその者の受ける号俸が附則別表に掲げる職務の等級の一號俸である職員の切替日における号俸は、二号俸とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。
- 4 切替日の前日においてその者の受ける号俸が附則別表に掲げる職務の等級の一號俸である職員の切替日における号俸は、二号俸とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。
- 5 切替日の前日においてその者の受ける号俸が
- 6 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定める(切替日前の異動者の号俸等の調整)
- 7 附則第二項から前項までの規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けたいた号俸又は俸給月額は、同法及びこれに基づく命令に従つて定められたものでなければならない。
- 8 改正前の法の規定に基づいて切替日からこの法律の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。
- 9 この附則に定めるもののほか、この法律の施

官職名	俸給月額
内閣総理大臣	四〇〇,〇〇〇円
国務大臣	三〇〇,〇〇〇円
会計検査院長	
人事院総裁	
内閣法制局長官	二六〇,〇〇〇円
公正取引委員会委員長	
宮内庁長官	
検査官(会計検査院長を除く)	
人事官(人事院総裁を除く)	
政務次官	

別表第二	官職名	俸給月額	年俸	年俸
大使	五号俸	二六〇,〇〇〇円	四号俸	一四〇,〇〇〇円
公使	四号俸	二四〇,〇〇〇円	三号俸	二二〇,〇〇〇円
	三号俸	二〇〇,〇〇〇円	二号俸	一七〇,〇〇〇円
	二号俸	一七〇,〇〇〇円	一号俸	一七〇,〇〇〇円

別表第三

官職名	俸給月額
秘書官	八号俸
	七号俸
	六号俸
	五号俸
	四号俸
	三号俸
	二号俸
一号俸	一〇〇、五〇〇円
	九〇、五〇〇円
	八一、〇〇〇円
	七二、〇〇〇円
	六三、五〇〇円
	五五、五〇〇円
	四五、五〇〇円
	四二、五〇〇円

附
則

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の特別職の職員の給与に関する法律の規定は、昭和四十一年九月一日から適用する。

の適用を受ける職員」に改める。
第二十五条第二項中「九千二百円」を「九千八百円」に改める。

2
改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて、昭和四十一年九月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に特別職の職員に支払われた給与は、改正後の特別職の職員の給与に関する法律の規定による給与の内払とみなす。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

防衛厅職員給与法の一部を改正する法律
防衛厅職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を改正する。
第十二条第三項中「六百円」を「千円」に改め。

第二十二条の二第一項中「第十四条まで、第十五条」を「第十三条まで、第十四条（離遠地手当に係る部分を除く。）」に、「第八条第一項の規定に基づく政令で指定する職員」を「第六条の規定

別表第二 自衛官俸給表

階級 号 俸	陸海空			將將將			陸海空將補		
	俸給月額			俸給月額			俸給月額		
	甲	乙	丙	甲	乙	丙	甲	乙	丙
1	180,000	116,000	97,200	82,300					
2	190,000	124,000	101,900	85,900					
3	200,000	132,000	106,600	89,500					
4	210,000	140,000	111,300	93,100					
5	220,000	148,000	116,000	96,700					
6		156,000	120,700	100,100					
7		164,000	125,300	103,500					
8		172,000	129,900	106,800					
9		180,000	134,400	109,400					
10			138,200	112,000					
11			140,900	114,300					
12			143,500	116,500					
13				118,700					
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									

備考 この表の陸将、海将及び空将の甲欄又は乙欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で指定するものとする。

別表第一 参事官等俸給表

号俸	指 定 職		職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	
	俸 給 月 額			号俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	
	甲	乙		号俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	
1	180,000	116,000	1	92,700	67,900	—	37,500	
2	190,000	124,000	2	97,400	71,400	58,900	39,900	
3	200,000	132,000	3	102,100	74,900	61,700	42,400	
4	210,000	140,000	4	106,800	78,500	64,500	44,900	
5	220,000	148,000	5	111,500	82,100	67,300	48,000	
6		156,000	6	116,200	85,700	70,100	50,600	
7		164,000	7	120,900	89,300	72,900	53,200	
8		172,000	8	125,500	92,800	75,700	55,800	
9		180,000	9	130,100	96,300	78,400	58,400	
			10	134,700	99,700	81,100	61,000	
			11	138,400	102,500	83,800	63,500	
			12	141,100	105,300	86,500	66,000	
			13	143,800	107,500	89,200	68,500	
			14	146,100	109,600	91,900	71,000	
			15	148,400	111,700	93,900	73,500	
			16			95,900	76,000	
			17				78,400	
			18				80,700	
			19				82,900	
			20				84,800	
			21				86,700	

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で指定するものとする。

1等陸佐	2等陸佐	3等陸佐	1等陸尉	2等陸尉	3等陸尉	1等陸曹	2等陸曹	3等陸曹	陸士長	1等陸士	2等陸士	3等陸士
1等海佐	2等海佐	3等海佐	1等海尉	2等海尉	3等海尉	1等海曹	2等海曹	3等海曹	海士長	1等海士	2等海士	3等海士
1等空佐	2等空佐	3等空佐	1等空尉	2等空尉	3等空尉	1等空曹	2等空曹	3等空曹	空士長	1等空士	2等空士	3等空士
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
68,000	57,200	—	43,300	35,600	32,900	25,800	21,900	20,400	18,200	16,500	15,100	14,200
71,500	59,700	54,600	45,700	37,900	34,000	27,900	23,600	21,800	19,300	17,300		
75,100	62,200	57,100	48,100	40,200	35,100	30,000	25,700	23,500	20,400	18,100		
78,700	64,800	59,700	50,700	42,500	37,300	32,200	27,800	25,500	21,500	19,000		
82,300	67,400	62,200	53,200	44,900	39,600	34,400	30,000	27,600	22,600			
85,900	70,000	64,700	55,700	47,200	41,800	36,700	32,200	29,400	23,700			
89,500	72,500	67,200	58,200	49,500	44,000	38,900	34,400	30,700				
93,100	75,000	69,600	60,700	51,600	46,200	41,100	36,400	31,800				
96,500	77,500	71,900	63,100	53,600	48,400	43,100	37,800	32,900				
99,400	80,000	74,200	65,500	55,600	50,500	45,100	39,200	34,000				
102,100	82,500	76,500	67,900	57,400	52,600	47,100	40,600	35,000				
104,600	84,900	78,500	70,300	59,000	54,700	49,000	42,000	36,000				
106,500	87,100	80,500	72,200	60,600	56,600	50,800	43,300					
108,400	89,200	82,500	73,900	62,200	58,400	52,600	44,600					
	91,200	84,200	75,200	63,800	59,800	54,000	45,800					
	93,200	85,800	76,500	65,300	61,100	55,200	46,800					
	95,200	87,400	77,800	66,600	62,300	56,300						
	97,200	89,000	79,000	67,700	63,500	57,400						
	99,100	90,600		68,800	64,600	58,400						
	100,900	92,100			65,700	59,400						
	102,600	93,600										

を受ける職員は、統合幕僚會議の議長その他の官職を占める者で政令で指定するものとする。

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の防衛府職員給与法の規定は、昭和四十一年九月一日から適用する。

(俸給の切替え)

2 昭和四十一年九月一日(以下「切替日」という)における職員の俸給月額は、次項、附則第5項及び附則第六項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級(自衛官については階級。以下同じ)における者が受けた俸給月額を同一の当該職務の等級における号俸による額とする。

(改訂前)

3 切替日の前日において防衛府職員給与法(以下「法」という)別表第一の指定職の乙欄、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という)別表第八の乙欄又は法別表第二の陸将、海将及び空将の乙欄に掲げる俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額は、切替日前においてその者の受けた給与額を基準として、防衛府長官が内閣総理大臣の承認を得て定める。

(改訂前の俸給月額を受けた期間の通算)

4 附則第二項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員に対する切替日以降における最初の法第五条第三項において準用する一般職給与法第八条第六項の規定の適用について

は、その者の切替日の前日における俸給月額を受けていた期間(総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間)を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。(特定の俸給月額の切替え等)

5 切替日の前日においてその者の受けた俸給月額が附則別表に掲げる俸給月額である職員の切替日における俸給月額は、それぞれその者が受けた俸給月額に対応する同表に掲げる俸給月額とし、これを受ける期間に通算される。

こととなる期間は、一般職の国家公務員の例に準じて総理府令で定める。

(最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等)

6 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸による俸給月額又はこれをこえる俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、一般職の国家公務員の例に準じて総理府令で定める。

(切替日から施行日の前日までの間に異動した職員の俸給月額等)

7 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、この法律による改正前の法の規定により、新たに同法別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第○号)による改正前の一般職給与法別表第一、別表第四若しくは別表第五(ハを除く)から別表第八までの適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受けた俸給月額に異動のあつた職員のうち総理府令で定める職員のこの法律による改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定めるところによる。

(切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の俸給月額等の調整)

8 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の切替日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(改訂前)

9 附則第二項から前項までの規定の適用については、この法律による改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者

が受けた俸給月額は、同法及びこれに基づく命令に従つて定められたものでなければならぬ。

(給与の内払)

10 この法律による改正前の法の規定に基づいて、切替日からこの法律の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この法律による改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

(政令への委任)

11 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(防衛府職員給与法の一部を改正する法律の一部改正)

12 防衛府職員給与法の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第百五十五号)の一部を次のよう改訂する。

附則第十六項及び第十九項中「甲欄」を「甲欄又は乙欄」に改める。

附則別表

俸 給 表	切替日の前日において受けた俸給月額	切替日における俸給月額
法別表第一	円 53,100	円 58,900
一般職給与法 別表第一イ	円 29,600 38,600	円 33,600 43,100
法別表第二	円 49,200	円 54,600

昭和四十一年十二月二十四日印刷

昭和四十一年十二月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局